

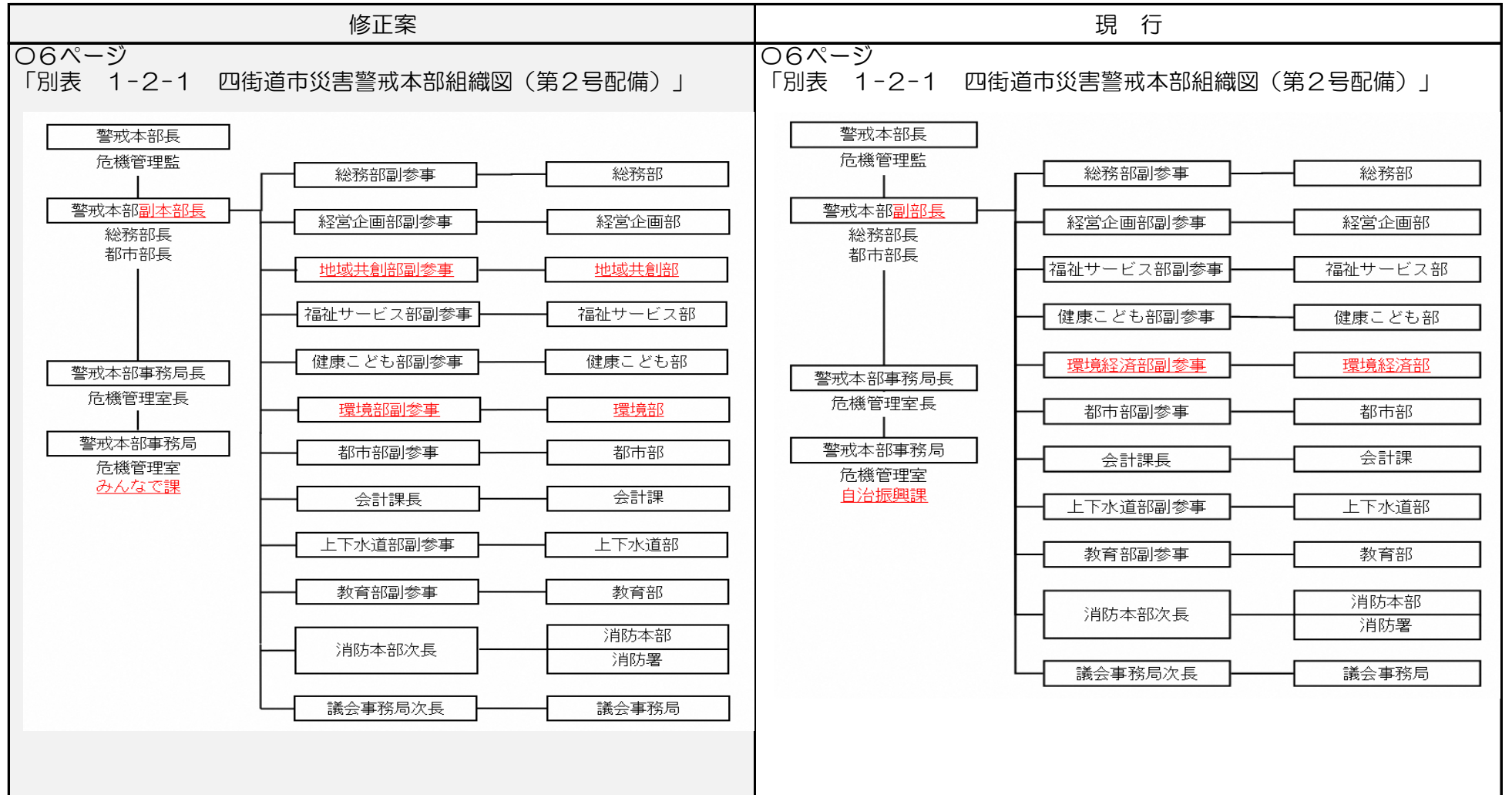
四街道市地域防災計画改訂案新旧対照表

【災害応急対策編】

四街道市地域防災計画改訂案新旧対照表

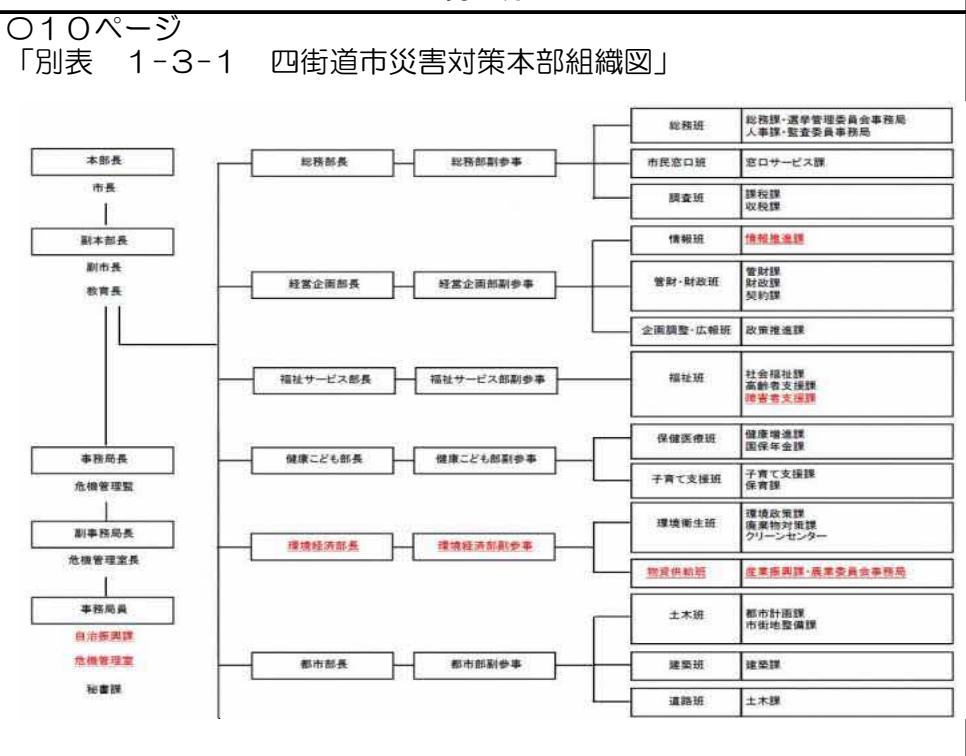
【災害応急対策編】



修正案	現 行
<p>○4ページ 「別表 1-1-1 防災配備指令基準と主な活動内容（震災）」 1号配備 発令・配備基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ●四街道市で「震度4」の地震が発生したとき《自動配備》 ●南海トラフ地震臨時情報（調査中、又は巨大地震注意）が発表された場合《自動配備》 ●<u>北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき《自動配備》</u> ●<u>千葉県北西部で長周期地震動の階級3以上が観測されたとき《自動配備》</u> ●その他の状況により危機管理監が必要と認めたとき 	<p>○4ページ 「別表 1-1-1 防災配備指令基準と主な活動内容（震災）」 1号配備 発令・配備基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ●四街道市で「震度4」の地震が発生したとき《自動配備》 ●南海トラフ地震臨時情報（調査中、又は巨大地震注意）が発表された場合《自動配備》 ●その他の状況により危機管理監が必要と認めたとき



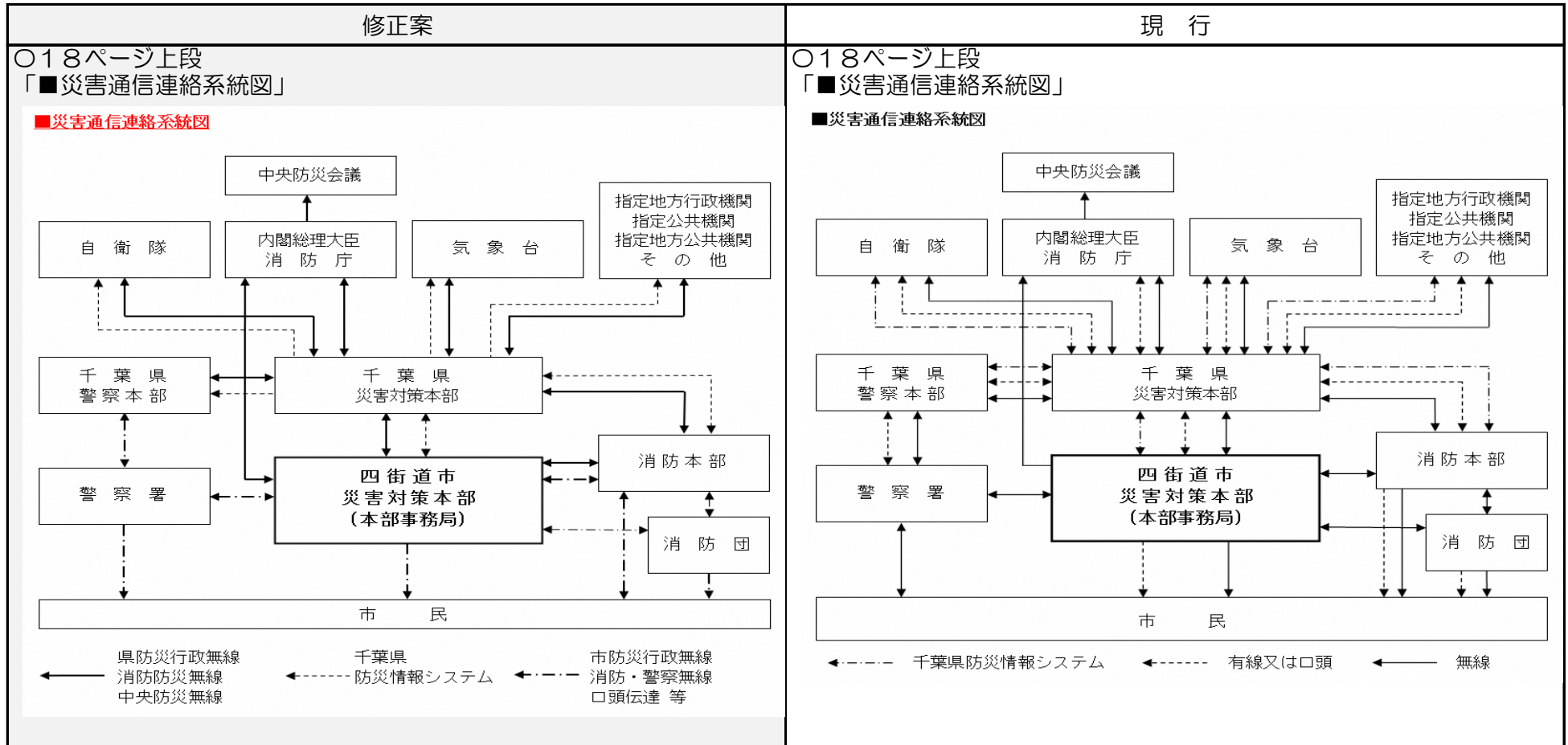
修正案

現行



修正案	現行																																																									
<p>○10ページ 「別表 1-3-1 四街道市災害対策本部組織図」</p> 	<p>○10ページ 「別表 1-3-1 四街道市災害対策本部組織図」</p> 																																																									
<p>○12ページ下段 「別表 1-3-2 災害対策本部の事務分掌（震災対策）」 ■各部 企画調整・広報班 主な事務分掌</p> <table border="1" data-bbox="183 933 1102 1061"> <tr> <td rowspan="5">企画調整・広報班 ◆政策推進課 ◆政策推進課長</td> <td>1. 被害状況の関係機関への報告に関する事。</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 災害復興計画等の企画立案に関する事。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3. 災害資料の収集整理及び印刷に関する事。</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 報道機関との連絡調整及び災害広報に関する事。</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. その他の広報に関する事。</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	企画調整・広報班 ◆政策推進課 ◆政策推進課長	1. 被害状況の関係機関への報告に関する事。	○				2. 災害復興計画等の企画立案に関する事。				○	3. 災害資料の収集整理及び印刷に関する事。	○				4. 報道機関との連絡調整及び災害広報に関する事。	○				5. その他の広報に関する事。	○				<p>○12ページ下段 「別表 1-3-2 災害対策本部の事務分掌（震災対策）」 ■各部 企画調整・広報班 主な事務分掌</p> <table border="1" data-bbox="1155 933 2072 1101"> <tr> <td rowspan="6">企画調整・広報班 ◆政策推進課 ◆政策推進課長</td> <td>1. 被害状況の関係機関への報告に関する事。</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 災害復興計画等の企画立案に関する事。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3. 災害資料の収集整理及び印刷に関する事。</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 報道機関との連絡調整及び災害広報に関する事。</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 国際交流協会との連携による外国人への情報提供等に関する事。</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. その他の広報に関する事。</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	企画調整・広報班 ◆政策推進課 ◆政策推進課長	1. 被害状況の関係機関への報告に関する事。	○				2. 災害復興計画等の企画立案に関する事。				○	3. 災害資料の収集整理及び印刷に関する事。	○				4. 報道機関との連絡調整及び災害広報に関する事。	○				5. 国際交流協会との連携による外国人への情報提供等に関する事。			○		6. その他の広報に関する事。	○			
企画調整・広報班 ◆政策推進課 ◆政策推進課長		1. 被害状況の関係機関への報告に関する事。	○																																																							
		2. 災害復興計画等の企画立案に関する事。				○																																																				
		3. 災害資料の収集整理及び印刷に関する事。	○																																																							
		4. 報道機関との連絡調整及び災害広報に関する事。	○																																																							
	5. その他の広報に関する事。	○																																																								
企画調整・広報班 ◆政策推進課 ◆政策推進課長	1. 被害状況の関係機関への報告に関する事。	○																																																								
	2. 災害復興計画等の企画立案に関する事。				○																																																					
	3. 災害資料の収集整理及び印刷に関する事。	○																																																								
	4. 報道機関との連絡調整及び災害広報に関する事。	○																																																								
	5. 国際交流協会との連携による外国人への情報提供等に関する事。			○																																																						
	6. その他の広報に関する事。	○																																																								

修正案		現行																																																								
○13ページ上段 「別表 1-3-2 災害対策本部の事務分掌（震災対策）」 ■各部 地域共創部		○13ページ上段 「別表 1-3-2 災害対策本部の事務分掌（震災対策）」 ■各部 (新規)																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>総括班長</th> <th>班長</th> <th>担当課等</th> <th>主な事務分掌</th> <th>初動</th> <th>緊急</th> <th>応急</th> <th>応急復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">◎地域共創部</td> <td rowspan="8">物資供給班 ◆産業振興課長 ◇くらし安全交通課長</td> <td rowspan="8">産業振興課 農業委員会事務局 くらし安全交通課</td> <td>1. 食料の調達、確保及び管理に関すること。</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 炊き出しに関する連絡調整、食材等の調達、供給に関すること。</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 炊き出しに係るボランティアとの連絡、調整に関すること。</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 食料の分荷、供給に関すること。</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 物資の調達、確保、供給及び管理に関すること。</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. 応援物資の分荷、供給に関すること。</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. 物資の受援ニーズの取りまとめに関すること。</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8. その他物資調達、供給に関すること。</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	総括班長	班長	担当課等	主な事務分掌	初動	緊急	応急	応急復旧	◎地域共創部	物資供給班 ◆産業振興課長 ◇くらし安全交通課長	産業振興課 農業委員会事務局 くらし安全交通課	1. 食料の調達、確保及び管理に関すること。		○			2. 炊き出しに関する連絡調整、食材等の調達、供給に関すること。		○			3. 炊き出しに係るボランティアとの連絡、調整に関すること。		○			4. 食料の分荷、供給に関すること。			○		5. 物資の調達、確保、供給及び管理に関すること。		○			6. 応援物資の分荷、供給に関すること。			○		7. 物資の受援ニーズの取りまとめに関すること。			○		8. その他物資調達、供給に関すること。			○								
総括班長	班長	担当課等	主な事務分掌	初動	緊急	応急	応急復旧																																																			
◎地域共創部	物資供給班 ◆産業振興課長 ◇くらし安全交通課長	産業振興課 農業委員会事務局 くらし安全交通課	1. 食料の調達、確保及び管理に関すること。		○																																																					
			2. 炊き出しに関する連絡調整、食材等の調達、供給に関すること。		○																																																					
			3. 炊き出しに係るボランティアとの連絡、調整に関すること。		○																																																					
			4. 食料の分荷、供給に関すること。			○																																																				
			5. 物資の調達、確保、供給及び管理に関すること。		○																																																					
			6. 応援物資の分荷、供給に関すること。			○																																																				
			7. 物資の受援ニーズの取りまとめに関すること。			○																																																				
			8. その他物資調達、供給に関すること。			○																																																				
○13ページ中段 「別表 1-3-2 災害対策本部の事務分掌（震災対策）」 ■各部 保健医療班 主な事務分掌		○13ページ中段 「別表 1-3-2 災害対策本部の事務分掌（震災対策）」 ■各部 保健医療班 主な事務分掌																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>◎健康こども部副参事</th> <th>保健医療班 ◆健康増進課長 ◇国保年金課長</th> <th>健康増進課 国保年金課</th> <th>1. 医師会等医療関係機関との連絡調整・医療機関の被災状況の情報収集に関すること。</th> <th>○</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2. 医療チームの要請、受入れ及び調整に関すること。</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3. 救護所の開設や救急医薬品等の調達・配送に関すること。</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4. 医療救護及び傷病者の搬送に関すること。</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5. 医療材料の調達・供給に関すること。</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6. 被災者の保健医療及び相談に関すること。</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>7. その他の保健医療に関すること。</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	◎健康こども部副参事	保健医療班 ◆健康増進課長 ◇国保年金課長	健康増進課 国保年金課	1. 医師会等医療関係機関との連絡調整・医療機関の被災状況の情報収集に関すること。	○							2. 医療チームの要請、受入れ及び調整に関すること。	○							3. 救護所の開設や救急医薬品等の調達・配送に関すること。	○							4. 医療救護及び傷病者の搬送に関すること。	○							5. 医療材料の調達・供給に関すること。		○						6. 被災者の保健医療及び相談に関すること。			○					7. その他の保健医療に関すること。			○			
◎健康こども部副参事	保健医療班 ◆健康増進課長 ◇国保年金課長	健康増進課 国保年金課	1. 医師会等医療関係機関との連絡調整・医療機関の被災状況の情報収集に関すること。	○																																																						
			2. 医療チームの要請、受入れ及び調整に関すること。	○																																																						
			3. 救護所の開設や救急医薬品等の調達・配送に関すること。	○																																																						
			4. 医療救護及び傷病者の搬送に関すること。	○																																																						
			5. 医療材料の調達・供給に関すること。		○																																																					
			6. 被災者の保健医療及び相談に関すること。			○																																																				
			7. その他の保健医療に関すること。			○																																																				
○15ページ中段 「別表 1-3-2 災害対策本部の事務分掌（震災対策）」 ■各部 下水道班 主な事務分掌		○15ページ中段 「別表 1-3-2 災害対策本部の事務分掌（震災対策）」 ■各部 下水道班 主な事務分掌																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>下水道班 ◆下水道課長</th> <th>下水道課</th> <th>1. 被害状況の収集に関すること。</th> <th>○</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>2. 下水道施設の点検、整備、応急復旧に関すること。</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3. 所管工事現場の災害防止に関すること。</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	下水道班 ◆下水道課長	下水道課	1. 被害状況の収集に関すること。	○						2. 下水道施設の点検、整備、応急復旧に関すること。	○						3. 所管工事現場の災害防止に関すること。		○																																							
下水道班 ◆下水道課長	下水道課	1. 被害状況の収集に関すること。	○																																																							
		2. 下水道施設の点検、整備、応急復旧に関すること。	○																																																							
		3. 所管工事現場の災害防止に関すること。		○																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>下水道班 ◆下水道課長</th> <th>下水道課</th> <th>1. 人命捜索及び救出・救命に関すること。</th> <th>○</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>2. 被害状況の収集に関すること。</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3. 下水道施設の点検、整備、応急復旧に関すること。</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4. 避難指示及び誘導に関すること。</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>5. 所管工事現場の災害防止に関すること。</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	下水道班 ◆下水道課長	下水道課	1. 人命捜索及び救出・救命に関すること。	○						2. 被害状況の収集に関すること。	○						3. 下水道施設の点検、整備、応急復旧に関すること。	○						4. 避難指示及び誘導に関すること。		○					5. 所管工事現場の災害防止に関すること。		○																									
下水道班 ◆下水道課長	下水道課	1. 人命捜索及び救出・救命に関すること。	○																																																							
		2. 被害状況の収集に関すること。	○																																																							
		3. 下水道施設の点検、整備、応急復旧に関すること。	○																																																							
		4. 避難指示及び誘導に関すること。		○																																																						
		5. 所管工事現場の災害防止に関すること。		○																																																						



修正案

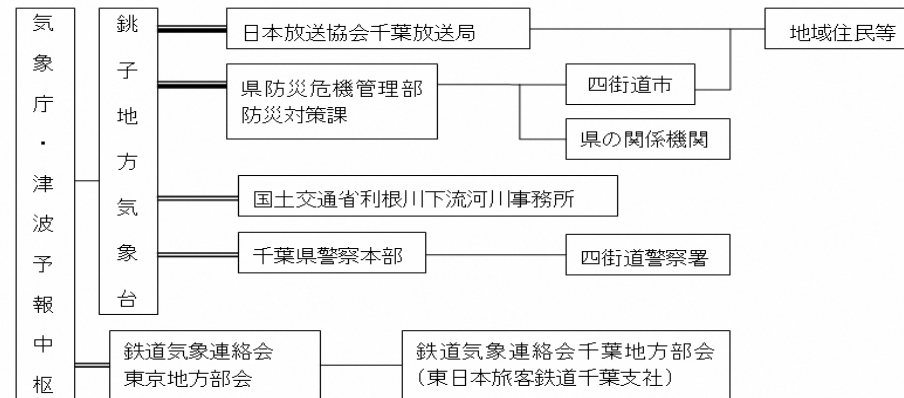
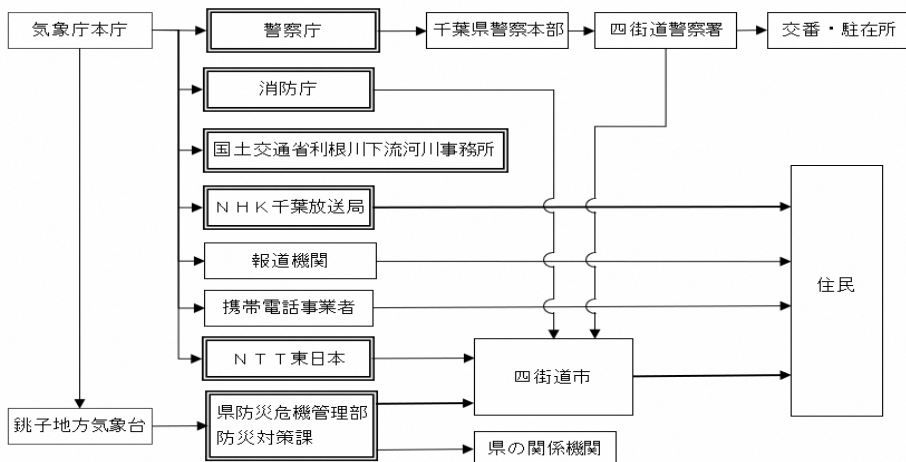
現行

〇24ページ上段
「■地震情報等伝達系統図」

〇24ページ上段
「■地震情報等伝達系統図」

■地震情報等伝達系統図

■地震情報等伝達系統図



- 1 二重枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
- 2 太線矢印は、気象業務法第15条の2によって特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
- 3 銚子地方気象台から県庁への伝達は、「気象情報伝送処理システム（アデス）」等により行う。
- 4 障害等により、通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線、NTT公衆回線等で行う。

- ※東日本旅客鉄道千葉支社については、銚子地方気象台からも伝達される。
- 法令(気象業務法)による通知
—— 行政協定、地域防災計画等による伝達
- 1 銚子地方気象台から県庁までの伝達は「防災情報提供システム等」により行う。
 - 2 障害等により、通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線、NTT公衆回線等で行う。

〇25ページ中段
3- (1) 被害情報の収集・報告の種類
初期情報の収集及び伝達は、**次のとおり段階に応じた的確な運用**を図る。

〇25ページ中段
3- (1) 被害情報の収集・報告の種類
初期情報の収集及び伝達**にあたっては、防災バイク隊の機動力を生かし効果的な活用**を図る。

修正案	現行																																				
<p>○28ページ下段 「■国に対する被害報告先」 県防災行政無線（地域衛星通信）ネットワーク 地上系（一部削除）</p> <p>■国に対する被害報告先</p> <table border="1" data-bbox="188 411 1104 603"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="188 411 427 491">消防庁連絡先</th> <th data-bbox="427 411 734 491">電話・FAX</th> <th data-bbox="734 411 1104 491">県防災行政無線（地域衛星通信）ネットワーク</th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <th data-bbox="734 467 1104 491">衛星系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 491 300 547">勤務時間内</td> <td data-bbox="300 491 427 547">応急対策室</td> <td data-bbox="427 491 734 547">03-5253-7527 (FAX) 03-5253-7537</td> <td data-bbox="734 491 1104 547">048-500-90-49013 (FAX) 048-500-90-49033</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 547 300 603">夜間・休日</td> <td data-bbox="300 547 427 603">宿直室</td> <td data-bbox="427 547 734 603">03-5253-7777 (FAX) 03-5253-7553</td> <td data-bbox="734 547 1104 603">048-500-90-49102 (FAX) 048-500-90-49036</td> </tr> </tbody> </table>	消防庁連絡先		電話・FAX	県防災行政無線（地域衛星通信）ネットワーク				衛星系	勤務時間内	応急対策室	03-5253-7527 (FAX) 03-5253-7537	048-500-90-49013 (FAX) 048-500-90-49033	夜間・休日	宿直室	03-5253-7777 (FAX) 03-5253-7553	048-500-90-49102 (FAX) 048-500-90-49036	<p>○28ページ下段 「■国に対する被害報告先」 県防災行政無線（地域衛星通信）ネットワーク 地上系</p> <p>■国に対する被害報告先</p> <table border="1" data-bbox="1151 411 2067 616"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1151 411 1541 491">消防庁連絡先</th> <th data-bbox="1541 411 1805 491">電話・FAX</th> <th colspan="2" data-bbox="1805 411 2067 443">県防災行政無線（地域衛星通信）ネットワーク</th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <th data-bbox="1805 443 1917 491">地上系</th> <th data-bbox="1917 443 2067 491">衛星系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1151 491 1240 547">勤務時間内</td> <td data-bbox="1240 491 1541 547">応急対策室</td> <td data-bbox="1541 491 1805 547">03-5253-7527 (FAX) 03-5253-7537</td> <td data-bbox="1805 491 1917 547">120-90-49013 (FAX) 120-90-49033</td> <td data-bbox="1917 491 2067 547">048-500-90-49013 (FAX) 048-500-90-49033</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 547 1240 603">夜間・休日</td> <td data-bbox="1240 547 1541 603">宿直室</td> <td data-bbox="1541 547 1805 603">03-5253-7777 (FAX) 03-5253-7553</td> <td data-bbox="1805 547 1917 603">120-90-49102 (FAX) 120-90-49036</td> <td data-bbox="1917 547 2067 603">048-500-90-49102 (FAX) 048-500-90-49036</td> </tr> </tbody> </table>	消防庁連絡先		電話・FAX	県防災行政無線（地域衛星通信）ネットワーク					地上系	衛星系	勤務時間内	応急対策室	03-5253-7527 (FAX) 03-5253-7537	120-90-49013 (FAX) 120-90-49033	048-500-90-49013 (FAX) 048-500-90-49033	夜間・休日	宿直室	03-5253-7777 (FAX) 03-5253-7553	120-90-49102 (FAX) 120-90-49036	048-500-90-49102 (FAX) 048-500-90-49036
消防庁連絡先		電話・FAX	県防災行政無線（地域衛星通信）ネットワーク																																		
			衛星系																																		
勤務時間内	応急対策室	03-5253-7527 (FAX) 03-5253-7537	048-500-90-49013 (FAX) 048-500-90-49033																																		
夜間・休日	宿直室	03-5253-7777 (FAX) 03-5253-7553	048-500-90-49102 (FAX) 048-500-90-49036																																		
消防庁連絡先		電話・FAX	県防災行政無線（地域衛星通信）ネットワーク																																		
			地上系	衛星系																																	
勤務時間内	応急対策室	03-5253-7527 (FAX) 03-5253-7537	120-90-49013 (FAX) 120-90-49033	048-500-90-49013 (FAX) 048-500-90-49033																																	
夜間・休日	宿直室	03-5253-7777 (FAX) 03-5253-7553	120-90-49102 (FAX) 120-90-49036	048-500-90-49102 (FAX) 048-500-90-49036																																	
<p>○31ページ中段 「■報道対応の要領」 ●報道機関に提供する情報は、<u>災害対策本部が了承した事項とする。</u> ●<u>災害対策本部が取りまとめた情報の内容について</u>、発表方法等は、企画調整・広報班において調整する。</p> <p>●緊急に必要な情報提供等は、報道各社に対しFAXにより配信する。通信回線の状況等によりFAXの使用ができない場合は適宜利用可能な方法とする。</p> <p>●記者レク、記者会見においては、企画調整・広報班が録音、メモ等で記録する。</p> <p>●報道機関との個別対応では、報道機関名、記者名、連絡先、質問要点等を記録する。電話による個別取材に対しては誤解を招く回答を防ぐため、質問内容を<u>災害対策本部事務局</u>に報告し、回答を調整のうえ、折り返し回答する。</p>	<p>○31ページ中段 「■報道対応の要領」 ●報道機関に提供する情報は、<u>災害対策本部が了承した事項とし、公表可能な事項と公表不可能な事項を明確に区分する。</u> ●<u>情報の内容、発表時期</u>、発表方法等は、企画調整・広報班において調整する。</p> <p>●緊急に必要な情報提供等は、報道各社に対しFAXにより配信する。通信回線の状況等によりFAXの使用ができない場合は適宜利用可能な方法とする。</p> <p>●記者レク、記者会見においては、企画調整・広報班が録音、メモ等で記録する。</p> <p>●報道機関との個別対応では、報道機関名、記者名、連絡先、質問要点等を記録する。電話による個別取材に対しては誤解を招く回答を防ぐため、質問内容を<u>災害対策本部</u>に報告し、回答を調整のうえ、折り返し回答する。</p>																																				

修正案	現行																																																																																										
<p>○37ページ 「■災害救助法適用後の救助の種類や実施主体者等」 【災害が発生した場合の救助】</p> <table border="1" data-bbox="190 359 1097 965"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> <th>実施主体者等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>避難所の供与</td><td>7日以内</td><td>市長（教育部）</td></tr> <tr><td>応急仮設住宅の供与</td><td>20日以内に着工</td><td>知事（住宅課）</td></tr> <tr><td>炊き出しその他による食品の供与</td><td>7日以内</td><td>市長（<u>地域共創部</u>）</td></tr> <tr><td>飲料水の供給</td><td>7日以内</td><td>市長（上下水道部）</td></tr> <tr><td>被服、寝具等の給（貸）与</td><td>10日以内</td><td>市長（<u>地域共創部</u>）</td></tr> <tr><td>医療</td><td>14日以内</td><td>知事（救護班・日赤）</td></tr> <tr><td>助産</td><td>分娩日から7日以内</td><td>知事（救護班・日赤）</td></tr> <tr><td>被災者の救出</td><td>3日以内</td><td>市長（都市部）</td></tr> <tr><td>住宅の応急修理</td><td>1ヶ月以内</td><td>市長（都市部）</td></tr> <tr><td>学用品の供与</td><td>教科書1ヶ月以内 文房具15日以内</td><td>市長（教育部）</td></tr> <tr><td>埋葬</td><td>10日以内</td><td>市長（<u>環境部</u>）</td></tr> <tr><td>死体の捜索</td><td>10日以内</td><td>市長（都市部）</td></tr> <tr><td>死体の処理</td><td>10日以内</td><td>知事（救護班・日赤）</td></tr> <tr><td>障害物の除去</td><td>10日以内</td><td>市長（都市部）</td></tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施期間	実施主体者等	避難所の供与	7日以内	市長（教育部）	応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	知事（住宅課）	炊き出しその他による食品の供与	7日以内	市長（ <u>地域共創部</u> ）	飲料水の供給	7日以内	市長（上下水道部）	被服、寝具等の給（貸）与	10日以内	市長（ <u>地域共創部</u> ）	医療	14日以内	知事（救護班・日赤）	助産	分娩日から7日以内	知事（救護班・日赤）	被災者の救出	3日以内	市長（都市部）	住宅の応急修理	1ヶ月以内	市長（都市部）	学用品の供与	教科書1ヶ月以内 文房具15日以内	市長（教育部）	埋葬	10日以内	市長（ <u>環境部</u> ）	死体の捜索	10日以内	市長（都市部）	死体の処理	10日以内	知事（救護班・日赤）	障害物の除去	10日以内	市長（都市部）	<p>○37ページ 「■災害救助法適用後の救助の種類や実施主体者等」 【災害が発生した場合の救助】</p> <table border="1" data-bbox="1162 359 2069 965"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> <th>実施主体者等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>避難所の供与</td><td>7日以内</td><td>市長（教育部）</td></tr> <tr><td>応急仮設住宅の供与</td><td>20日以内に着工</td><td>知事（住宅課）</td></tr> <tr><td>炊き出しその他による食品の供与</td><td>7日以内</td><td>市長（<u>環境経済部</u>）</td></tr> <tr><td>飲料水の供給</td><td>7日以内</td><td>市長（上下水道部）</td></tr> <tr><td>被服、寝具等の給（貸）与</td><td>10日以内</td><td>市長（<u>環境経済部</u>）</td></tr> <tr><td>医療</td><td>14日以内</td><td>知事（救護班・日赤）</td></tr> <tr><td>助産</td><td>分娩日から7日以内</td><td>知事（救護班・日赤）</td></tr> <tr><td>被災者の救出</td><td>3日以内</td><td>市長（都市部）</td></tr> <tr><td>住宅の応急修理</td><td>1ヶ月以内</td><td>市長（都市部）</td></tr> <tr><td>学用品の供与</td><td>教科書1ヶ月以内 文房具15日以内</td><td>市長（教育部）</td></tr> <tr><td>埋葬</td><td>10日以内</td><td>市長（<u>環境経済部</u>）</td></tr> <tr><td>死体の捜索</td><td>10日以内</td><td>市長（都市部）</td></tr> <tr><td>死体の処理</td><td>10日以内</td><td>知事（救護班・日赤）</td></tr> <tr><td>障害物の除去</td><td>10日以内</td><td>市長（都市部）</td></tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施期間	実施主体者等	避難所の供与	7日以内	市長（教育部）	応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	知事（住宅課）	炊き出しその他による食品の供与	7日以内	市長（ <u>環境経済部</u> ）	飲料水の供給	7日以内	市長（上下水道部）	被服、寝具等の給（貸）与	10日以内	市長（ <u>環境経済部</u> ）	医療	14日以内	知事（救護班・日赤）	助産	分娩日から7日以内	知事（救護班・日赤）	被災者の救出	3日以内	市長（都市部）	住宅の応急修理	1ヶ月以内	市長（都市部）	学用品の供与	教科書1ヶ月以内 文房具15日以内	市長（教育部）	埋葬	10日以内	市長（ <u>環境経済部</u> ）	死体の捜索	10日以内	市長（都市部）	死体の処理	10日以内	知事（救護班・日赤）	障害物の除去	10日以内	市長（都市部）
救助の種類	実施期間	実施主体者等																																																																																									
避難所の供与	7日以内	市長（教育部）																																																																																									
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	知事（住宅課）																																																																																									
炊き出しその他による食品の供与	7日以内	市長（ <u>地域共創部</u> ）																																																																																									
飲料水の供給	7日以内	市長（上下水道部）																																																																																									
被服、寝具等の給（貸）与	10日以内	市長（ <u>地域共創部</u> ）																																																																																									
医療	14日以内	知事（救護班・日赤）																																																																																									
助産	分娩日から7日以内	知事（救護班・日赤）																																																																																									
被災者の救出	3日以内	市長（都市部）																																																																																									
住宅の応急修理	1ヶ月以内	市長（都市部）																																																																																									
学用品の供与	教科書1ヶ月以内 文房具15日以内	市長（教育部）																																																																																									
埋葬	10日以内	市長（ <u>環境部</u> ）																																																																																									
死体の捜索	10日以内	市長（都市部）																																																																																									
死体の処理	10日以内	知事（救護班・日赤）																																																																																									
障害物の除去	10日以内	市長（都市部）																																																																																									
救助の種類	実施期間	実施主体者等																																																																																									
避難所の供与	7日以内	市長（教育部）																																																																																									
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	知事（住宅課）																																																																																									
炊き出しその他による食品の供与	7日以内	市長（ <u>環境経済部</u> ）																																																																																									
飲料水の供給	7日以内	市長（上下水道部）																																																																																									
被服、寝具等の給（貸）与	10日以内	市長（ <u>環境経済部</u> ）																																																																																									
医療	14日以内	知事（救護班・日赤）																																																																																									
助産	分娩日から7日以内	知事（救護班・日赤）																																																																																									
被災者の救出	3日以内	市長（都市部）																																																																																									
住宅の応急修理	1ヶ月以内	市長（都市部）																																																																																									
学用品の供与	教科書1ヶ月以内 文房具15日以内	市長（教育部）																																																																																									
埋葬	10日以内	市長（ <u>環境経済部</u> ）																																																																																									
死体の捜索	10日以内	市長（都市部）																																																																																									
死体の処理	10日以内	知事（救護班・日赤）																																																																																									
障害物の除去	10日以内	市長（都市部）																																																																																									
<p>○40ページ中段 担当部署の削除 1 避難の指示等 <本部事務局、四街道警察署></p>	<p>○40ページ中段 担当部署の削除 1 避難の指示等 <本部事務局、<u>避難所班</u>、四街道警察署></p>																																																																																										

修正案	現 行
<p>○42ページ下段 (1) 避難行動 ア (略) イ (略) ウ 指定避難所への移動又は自宅での居住継続 地震の揺れや火災等が収まった後、自宅での生活が困難な者は、地域の指定避難所へ移動する。<u>避難手段は、災害の状況を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合を除き原則として徒歩避難とする。</u>また、避難の際は可能な限り非常持出品等を持参する。なお、市民は自宅等の耐震性がある場合は、できる限り自宅での居住を継続する。</p>	<p>○42ページ下段 (1) 避難行動 ア (略) イ (略) ウ 指定避難所への移動又は自宅での居住継続 地震の揺れや火災等が収まった後、自宅での生活が困難な者は、地域の指定避難所へ移動する。また、避難の際は可能な限り非常持出品等を持参する。なお、市民は自宅等の耐震性がある場合は、できる限り自宅での居住を継続する。</p>
<p>○44ページ上段 担当部署の追加 3 指定避難所の開設 <本部事務局、避難所班></p>	<p>○44ページ上段 担当部署の追加 3 指定避難所の開設 <避難所班></p>
<p>○44ページ下段 (1) 指定避難所の運営 ① 市は指定避難所の<u>運営の支援</u>や市災害対策本部との連絡のために<u>避難所班の職員(避難所配備職員)</u>を派遣する ② <u>指定避難所の運営は、避難所運営委員会が主体となって実施し、避難所班の職員(避難所配備職員)や施設管理者等がその運営を支援する。ただし、避難所運営委員会が事前に設立していない場合は、関係する区・自治会、自主防災組織、避難所班の職員(避難所配備職員)、施設管理者等が協力して速やかに避難所運営委員会を設立して、同委員会が主体となり運営する。なお、いずれの場合も、避難者は、努めて同委員会の活動に参画するものとする。</u> ③ (略) ④ 災害発生直後は、指定福祉避難所の体制が整わない可能性があることから、指定避難所において、要配慮者に対応した<u>福祉避難スペース</u>の確保に努める。 ⑤ <u>保健医療班は、適宜連絡により避難所の健康課題について助言する。また、保健医療職の巡回について、受援の状況と救護所等での医療職のニーズ等を勘案し、実施可能な時期にチームを編成し、実施する。</u></p>	<p>○44ページ下段 (1) 指定避難所の運営 ① <u>指定避難所の運営は、避難所運営委員会を中心とした避難者による自主運営で行うことを原則とする。</u> ② 市は指定避難所の<u>運営の事務的な支援</u>や市災害対策本部との連絡のために<u>避難所班等の職員</u>を派遣する。 ③ <u>施設管理者は、避難者による指定避難所の運営が速やかに行われるよう協力・支援する。</u> ④ (略) ⑤ 災害発生直後は、指定福祉避難所の体制が整わない可能性があることから、指定避難所において、要配慮者に対応した<u>福祉スペース</u>の確保に努める。 (新規)</p>

修正案	現行
<p>○45ページ上段 4-（2）指定避難所における要配慮者への配慮 市は、<u>要配慮者の尊厳ある避難生活を守るための配慮に努めることとする。指定避難所の生活においては、障がい者や高齢者等の要配慮者に配慮した食事や設備を整備するとともに、男女のニーズの違いやプライバシー等に配慮し更衣や授乳等のためのスペースについて考慮する。</u> (略)</p>	<p>○45ページ上段 4-（2）指定避難所における要配慮者への配慮 <u>指定避難所の生活において、障害者や高齢者等の要配慮者に配慮した食事や設備を整備するとともに、男女のニーズの違いやプライバシー等に配慮し更衣や授乳等のためのスペースについて考慮する。</u> (略)</p>
<p>○45ページ中段 「■指定避難所運営上の配慮事項（例）」 その他 <input type="checkbox"/>指定避難所におけるペットの対策 <input type="checkbox"/>車中泊を行う避難者の駐車スペース <u><input type="checkbox"/>食物アレルギーを有する者のニーズの把握、食物アレルギーに配慮した食料の確保等</u></p>	<p>○45ページ中段 「■指定避難所運営上の配慮事項（例）」 その他 <input type="checkbox"/>指定避難所におけるペットの対策 <input type="checkbox"/>車中泊を行う避難者の駐車スペース (新規)</p>
<p>○45ページ下段 4-（4）指定避難所における新型コロナウイルス等の感染症対策 指定避難所では、<u>「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府（防災担当）平成25年8月（令和4年4月改定））や「避難所運営ガイドライン」（内閣府（防災担当）平成28年4月（令和4年4月改定））などに基づき、以下に示す新型コロナウイルス等の感染症対策をとる。なお、感染症法上の位置づけ変更や特性の変化により、対応が変更になる可能性があるため、その時点で最新の情報を確認することに留意する。新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルス、インフルエンザウイルス等各種感染症への対応方法についても同様とし、場面に応じた周知を行う。</u></p>	<p>○45ページ下段 4-（4）指定避難所における新型コロナウイルス等の感染症対策 指定避難所では、<u>「災害時における避難所運営の手引き～新型コロナウイルス感染症への対応編～」（令和2年6月、千葉県）に沿って、以下に示す新型コロナウイルス等の感染症対策をとる。</u></p>

修正案	現行
<p>○46ページ上段 (4) 指定避難所における新型コロナウイルス等の感染症対策 ア (略) イ (略) ウ 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者への対応 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者に対しては専用スペース等を設け、専属のスタッフを配置したうえで、<u>そのスタッフと最小限の接触となるような体制（掲示等の事前準備）、及び一般の避難者とは接触しない体制をとる。</u> また、専用スペース等を確保できない場合は、発熱者等専用避難所の開設を検討する。</p>	<p>○46ページ上段 (4) 指定避難所における新型コロナウイルス等の感染症対策 ア (略) イ (略) ウ 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者への対応 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者に対しては専用スペース等を設け、専属のスタッフを配置したうえで、一般の避難者とは接触しない体制をとる。 また、専用スペース等を確保できない場合は、発熱者等専用避難所の開設を検討する。</p>
<p>○46ページ中段 5 避難所外避難者への対応 <保健医療班、避難所班> 市は、区・自治会、自主防災組織の協力により、在宅、テント泊、車中泊等指定避難所外の避難者の所在を確認し、指定避難所の避難者に準じる支援を行う。 また、車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、<u>避難所等伝達しやすい場所へのポスター掲示やリーフレットの配布等により、早期から予防周知活動を行う。また、避難所への巡回チームが発足した状況下では、必要に応じて</u>健康相談や保健指導を実施する。</p>	<p>○46ページ中段 5 避難所外避難者への対応 <保健医療班、避難所班> 市は、区・自治会、自主防災組織の協力により、在宅、テント泊、車中泊等指定避難所外の避難者の所在を確認し、指定避難所の避難者に準じる支援を行う。 また、車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。</p>
<p>○48ページ上段 第5節 要配慮者対策 震災時に障がい者、高齢者、妊産婦や乳幼児等の要配慮者の安全を確保するため、民生委員・児童委員、地域住民、市社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得て、「四街道市避難行動要支援者避難支援全体計画」及び国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を<u>踏まえ、安否の確認、情報提供の支援を実施する。</u> <u>また、障がい者、高齢者、妊産婦や乳幼児等の要配慮者が尊厳ある避難生活を営むため、</u>千葉県「震災時における避難所運営の手引」等を踏まえ、指定避難所生活の支援を実施する。 避難の誘導については、本章第4節「避難活動」に準じる。</p>	<p>○48ページ上段 第5節 要配慮者対策 震災時に障害者、高齢者、妊産婦や乳幼児等の要配慮者の安全を確保するため、民生委員・児童委員、地域住民、市社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得て、「四街道市避難行動要支援者避難支援全体計画」及び国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」、千葉県の「震災時における避難所運営の手引」を踏まえ、安否の確認、情報提供、指定避難所生活の支援を実施する。 避難の誘導については、本章第4節「避難活動」に準じる。</p>

修正案	現行
<p>○49ページ上段 担当部署の追加、削除 1 要配慮者への対応 <本部事務局、福祉班、子育て支援班></p>	<p>○49ページ上段 担当部署の追加、削除 1 要配慮者への対応 <福祉班、子育て支援班、企画調整・広報班></p>
<p>○49ページ下段 (1) 避難生活の確保 ① 情報を整理する書式等の用意及び情報伝達ルートが確保され、要配慮者が見過ごされないように避難住民に徹底する。 ② (略) ③ 指定避難所への専門職（カウンセラー、医療、保健、福祉担当者、介護福祉士、手話通訳等）の派遣を考慮する。また、保健医療職の巡回については、受援の状況と救護所等での医療職のニーズ等も勘案し、実施可能な時期にチームを編成し、実施する。</p>	<p>○49ページ下段 (1) 避難生活の確保 ① 情報伝達ルートが確保され、要配慮者が見過ごされないように避難住民に徹底する。 ② (略) ③ 指定避難所への専門職（カウンセラー、医療、保健、福祉担当者、介護福祉士、手話通訳等）の派遣を考慮する。</p>
<p>○50ページ上段 (3) 指定福祉避難所での配慮 ① (略) ② (略) ③ (略) ④ 要配慮者の相談に対応する相談窓口を、指定福祉避難所に設置し、専門職による総合的な福祉、健康相談等を行う。また、保健医療職の相談については、受援の状況と救護所等での医療職のニーズ等も勘案し、実施可能な時期にチームを編成し、実施する。</p>	<p>○50ページ上段 (3) 指定福祉避難所での配慮 ① (略) ② (略) ③ (略) ④ 要配慮者の相談に対応する相談窓口を、指定福祉避難所に設置し、専門職による総合的な福祉、健康相談等を行う。</p>

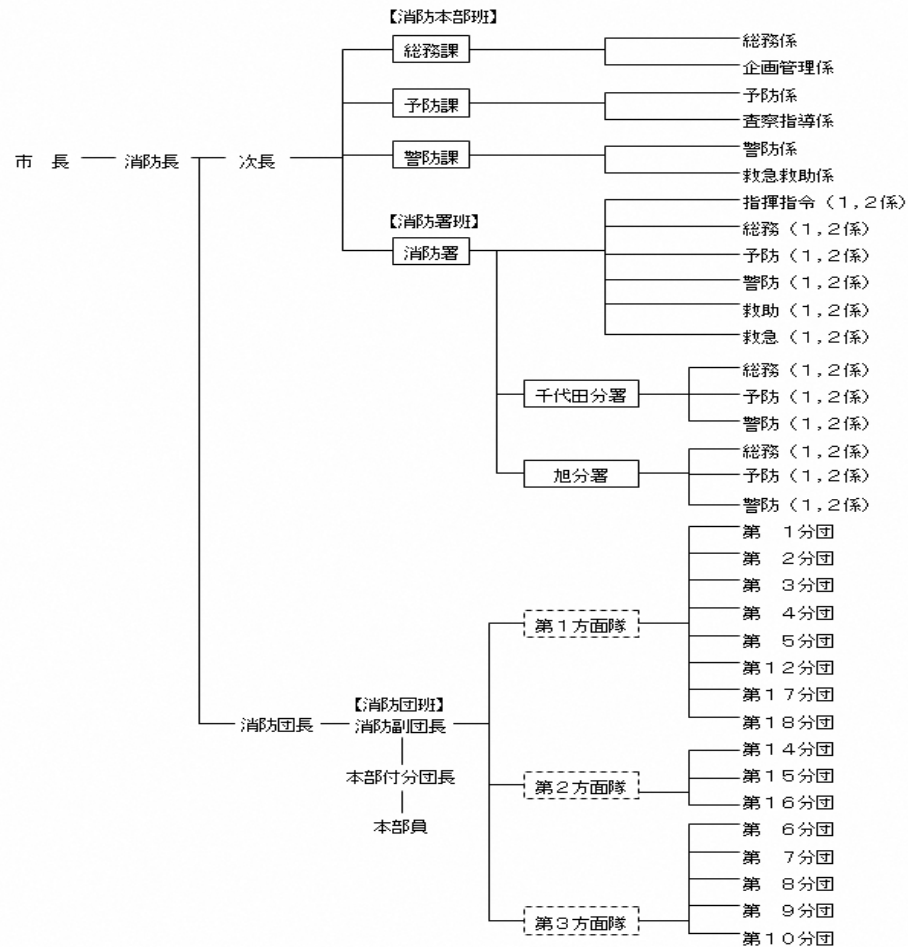
修正案	現行																				
<p>○52ページ 「■無線体系」 (削除)</p>	<p>○52ページ 「■無線体系」</p> <p>■無線体系</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>グループ名称</th> <th colspan="2">消防救急デジタル無線グループ情報</th> <th>グループ名称</th> <th>消防救急デジタル無線グループ情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動波 1G</td> <td>四街道消防波 四街道救急波 主運用波 2</td> <td>統制波 1 統制波 2 統制波 3</td> <td rowspan="2">活動波 4G</td> <td>四街道消防波 佐倉消防波 1 佐倉消防波 2 佐倉消防波 3 佐倉救急波</td> </tr> <tr> <td>活動波 2G</td> <td colspan="2">四街道消防波 統制波 1 統制波 2 統制波 3</td> <td>活動波 5G</td> <td>四街道消防波 主運用波 1</td> </tr> <tr> <td>活動波 3G</td> <td>四街道消防波 千葉消防波 1 千葉消防波 2 千葉消防波 3 千葉消防波 4 千葉消防波 5</td> <td>千葉消防波 6 千葉救急波 1 千葉救急波 2 千葉救急波 3</td> <td></td> <td>主運用波 3 主運用波 4 主運用波 5 主運用波 6 主運用波 7</td> </tr> </tbody> </table>	グループ名称	消防救急デジタル無線グループ情報		グループ名称	消防救急デジタル無線グループ情報	活動波 1G	四街道消防波 四街道救急波 主運用波 2	統制波 1 統制波 2 統制波 3	活動波 4G	四街道消防波 佐倉消防波 1 佐倉消防波 2 佐倉消防波 3 佐倉救急波	活動波 2G	四街道消防波 統制波 1 統制波 2 統制波 3		活動波 5G	四街道消防波 主運用波 1	活動波 3G	四街道消防波 千葉消防波 1 千葉消防波 2 千葉消防波 3 千葉消防波 4 千葉消防波 5	千葉消防波 6 千葉救急波 1 千葉救急波 2 千葉救急波 3		主運用波 3 主運用波 4 主運用波 5 主運用波 6 主運用波 7
グループ名称	消防救急デジタル無線グループ情報		グループ名称	消防救急デジタル無線グループ情報																	
活動波 1G	四街道消防波 四街道救急波 主運用波 2	統制波 1 統制波 2 統制波 3	活動波 4G	四街道消防波 佐倉消防波 1 佐倉消防波 2 佐倉消防波 3 佐倉救急波																	
活動波 2G	四街道消防波 統制波 1 統制波 2 統制波 3			活動波 5G	四街道消防波 主運用波 1																
活動波 3G	四街道消防波 千葉消防波 1 千葉消防波 2 千葉消防波 3 千葉消防波 4 千葉消防波 5	千葉消防波 6 千葉救急波 1 千葉救急波 2 千葉救急波 3		主運用波 3 主運用波 4 主運用波 5 主運用波 6 主運用波 7																	
<p>○52ページ 「■無線体系」 (削除)</p>	<p>○53ページ 「■無線体系」</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; text-align: center; margin-right: 20px;"> <p>消防署 指揮指令係</p> </div> <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 10px;"> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-right: 5px;"></div> <div>千代田分署・旭分署</div> <div style="margin-left: 20px;">各 1 回線</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-right: 5px;"></div> <div>一般加入電話</div> <div style="margin-left: 20px;">5 回線</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-right: 5px;"></div> <div>県防災行政無線専用電話</div> <div style="margin-left: 20px;">1 回線</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-right: 5px;"></div> <div>市防災行政無線専用端末機</div> <div style="margin-left: 20px;">1 回線</div> </div> </div> </div>																				

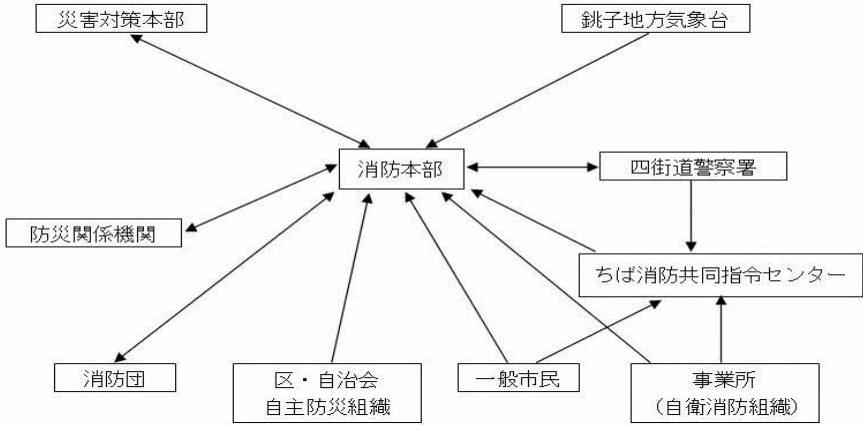
修正案

現行

○52ページ
「■消防組織（指揮本部）」
(削除)

○54ページ
「■消防組織（指揮本部）」
■消防組織（指揮本部）



修正案	現行								
<p>○52ページ 「■出動内容」 (削除)</p>	<p>○55ページ 「■出動内容」</p> <p>■出動内容</p> <table border="1" data-bbox="1151 344 2065 552"> <thead> <tr> <th>出動区分</th> <th>出 動 状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特命出動</td> <td>特定の消防隊を出動させるもので、現場最高指揮者からの要請又は覚知の状況等による出動</td> </tr> <tr> <td>第1出動</td> <td>災害を覚知したときの通常の初動出動</td> </tr> <tr> <td>第2出動</td> <td>現場最高指揮者からの要請又は覚知の状況等により消防隊増強の必要があるときの出動</td> </tr> </tbody> </table>	出動区分	出 動 状 況	特命出動	特定の消防隊を出動させるもので、現場最高指揮者からの要請又は覚知の状況等による出動	第1出動	災害を覚知したときの通常の初動出動	第2出動	現場最高指揮者からの要請又は覚知の状況等により消防隊増強の必要があるときの出動
出動区分	出 動 状 況								
特命出動	特定の消防隊を出動させるもので、現場最高指揮者からの要請又は覚知の状況等による出動								
第1出動	災害を覚知したときの通常の初動出動								
第2出動	現場最高指揮者からの要請又は覚知の状況等により消防隊増強の必要があるときの出動								
<p>○53ページ 「■消防本部への情報の流れ（概念図）」 (削除)</p>	<p>○56ページ 「■消防本部への情報の流れ（概念図）」</p> <p>■消防本部への情報の流れ（概念図）</p>  <pre> graph TD DM[災害対策本部] --> FD[消防本部] FT[消防団] --> FD CA[区・自治会 自主防災組織] --> FD GC[一般市民] --> FD FD --> BR[防災関係機関] FD <--> SP[四街道警察署] SP --> CFC[ちば消防共同指令センター] CFC --> GC CFC --> BO[事業所 (自衛消防組織)] BO --> CFC MS[桃子地方気象台] --> FD </pre>								

修正案	現行
<p>○62ページ中段 3 救護班等の応援の要請 <保健医療班> 本部長（市長）は、必要に応じて市医師会長、市歯科医師会長との協定及び日赤県支部地区・分区長との協力に基づく救護班の出動を要請するとともに、知事（又は合同救護本部）に医療救護班の派遣その他の応援を求めるほか必要な措置を講ずる。 （略）</p>	<p>○65ページ中段 3 救護班等の応援の要請 <保健医療班> 本部長（市長）は、必要に応じて市医師会長、市歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ協定に基づく救護班の出動を要請するとともに、知事（又は合同救護本部）に医療救護班の派遣その他の応援を求めるほか必要な措置を講ずる。 （略）</p>
<p>○63ページ中段 担当部署の削除 7 傷病者等の搬送 <保健医療班、消防署班></p>	<p>○66ページ中段 担当部署の削除 7 傷病者等の搬送 <管財・財政班、保健医療班、消防署班></p>
<p>○64ページ下段 「■医療救護活動の体系図（概念図）」 災害拠点病院 ・基幹災害拠点病院 4か所 ・地域災害拠点病院 23か所</p>	<p>○67ページ下段 「■医療救護活動の体系図（概念図）」 災害拠点病院 ・基幹災害拠点病院 4か所 ・地域災害拠点病院 22か所</p>
<p>○77ページ下段 2-（1）震災時の活動体制 災害対策本部の配備体制に基づき、職員の配置を行い、迅速に応急措置活動を実施する。 <u>なお、本部長（市長）は、市の体制で早期の応急復旧が困難と判断される場合、公益社団法人日本下水道協会に支援を要請する。</u></p>	<p>○81ページ上段 2-（1）震災時の活動体制 災害対策本部の配備体制に基づき、職員の配置を行い、迅速に応急措置活動を実施する。</p>
<p>○80ページ中段 4 都市ガス施設 <東京ガスネットワーク(株)> （略） （1）実施担当機関 東京ガスネットワーク(株)…東京ガスネットワーク株式会社防災非常事態対策関係諸規則による。</p>	<p>○83ページ中段 4 都市ガス施設 <東京ガス(株)> （略） （1）実施担当機関 東京ガス(株)…東京ガス株式会社防災非常事態対策関係諸規則による。</p>

修正案	現 行
○83ページ中段 担当部署の追加 7 通信施設 <(株)NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、 <u>楽天モバイル(株)</u> >	○86ページ中段 担当部署の追加 7 通信施設 <(株)NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)>
○87ページ中段 担当部署の削除 1 障害物の除去 <環境衛生班、土木班、建築班、道路班、関係機関>	○90ページ中段 担当部署の削除 1 障害物の除去 <環境衛生班、土木班、建築班、道路班、 <u>下水道班</u> 、関係機関>

修正案	現行
<p>〇90ページ上段</p> <p>(1) <u>車両運転中の場合</u></p> <p>① <u>できる限り安全な方法により</u>車両を道路の左側に停止させること。</p> <p>② 停止後は、<u>カーラジオやSNS</u>等により災害情報及び交通情報を<u>収集し、その情報及び周囲の状況に応じて</u>行動すること。</p> <p>③ <u>引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。</u></p> <p>④ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に<u>駐車しておくこと</u>。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の<u>左側に寄せて</u>駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは<u>付けたままとし</u>、窓を閉め、ドアロックは<u>しないこと</u>。<u>駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</u></p> <p>(2) <u>車両運転中以外の場合</u></p> <p>① <u>避難のために車両を使用しないこと</u></p> <p>(3) <u>災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、通行禁止区域等内の一般車両については次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p>① <u>速やかに、車両を次の場所に移動させること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所 ・区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所 <p>② <u>速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。</u></p> <p>③ <u>通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること（その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置を執ることができないときは、警察官が自らその措置を執ることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。）。</u></p>	<p>〇92ページ下段</p> <p>(1) <u>走行中の車両の運転者は、以下の行動をとること</u></p> <p>① 直ちに、車両を道路の左側に停止させること。</p> <p>② 停止後は、<u>ラジオ</u>等により災害情報及び交通情報を<u>聴取し</u>行動すること。</p> <p>③ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に<u>移動する</u>。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、<u>車両をできる限り道路の左端に沿って駐車する等通行の障害とならない方法により</u>駐車し、エンジンを切り、エンジンキー<u>を</u>付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。</p> <p>(2) <u>避難のために車両を使用しないこと</u></p> <p>(3) <u>通行禁止区域等においては、以下の措置をとること</u></p> <p>① <u>車両を道路外の場所に置くこと。</u></p> <p>② <u>道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること。</u></p> <p>③ <u>速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。</u></p>

修正案	現 行
<p>○91 ページ上段 1-(1) 基本方針 警察は、地震に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における公共の安全と秩序の維持に当たるため、平素から管内の実態を把握するとともに、防災関係機関と緊密な連絡協調を図り、積極的な関係情報の収集と的確な情勢判断により、早期に警備態勢を確立して、災害情報の収集、共有、避難誘導、交通の確保、犯罪の予防検挙、人命の救助、財産の保護等の諸活動を行うことを基本とする。</p> <p>(2) 警備体制</p> <p>ア 災害警備連絡室 県内に震度4以上の地震が発生した場合等</p> <p>イ 災害警備対策室 県内に震度5弱の地震が発生した場合等</p> <p>ウ 災害警備本部 県内に震度5強以上の地震が発生した場合等</p> <p>(3) 災害警備活動要領 (略)</p>	<p>○93 ページ下段 1-(1) 基本方針 警察は、地震に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出救助・避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持にあたる。</p> <p>(2) 警備体制 地震に伴い、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。</p> <p>ア 連絡室 県内に震度4以上の地震が発生した場合及び東海地震に関連する調査情報が発表された場合等</p> <p>イ 対策室 県内に震度5弱の地震が発生した場合及び東海地震注意情報が発表された場合等</p> <p>ウ 災害警備本部 県内に震度5強以上の地震が発生した場合、又は内閣総理大臣の警戒宣言が発せられた場合等</p> <p>(3) 災害警備活動要領 (略)</p>
<p>○92 ページ下段 担当部署の削除 1 遭難者等の捜索 <土木班、建築班、道路班、消防署班、消防団班、四街道警察署></p>	<p>○95 ページ下段 担当部署の削除 1 遭難者等の捜索 <土木班、建築班、道路班、下水道班、消防署班、消防団班、四街道警察署></p>
<p>○96 ページ上段 担当部署の追加 2 保健衛生活動 <保健医療班、福祉班></p>	<p>○99 ページ上段 担当部署の追加 2 保健衛生活動 <保健医療班></p>

修正案	現 行
<p>○99ページ中段 3-(3)粗大ごみ(片付けごみ)の処理方針 住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される粗大ごみ(片付けごみ)が多量に発生することから、特例的な排出、収集、処理方法を実情に応じて検討する。</p>	<p>○102ページ中段 3-(3)粗大ごみの処理方針 粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、特例的な排出、収集、処理方法を実情に応じて検討する。</p>
<p>○101ページ上段 ⑧ 管理者は、災害の推移を把握し、子育て支援班と緊密に連絡の上、通常保育に戻るよう努める。</p>	<p>○103ページ下段 (新規)</p>
<p>○108ページ中段 5-(2)帰宅困難者支援 本部事務局は、事業者が任意の協力のもと開設する災害時帰宅支援ステーションの開設状況を把握する。 また、企画調整・広報班は、徒歩で帰宅する帰宅困難者等へ、道路状況、沿道の被害、混雑状況、一時滞在施設の開設情報などをメール、SNS、ホームページ等により情報提供を行う。</p>	<p>○111ページ中段 5-(2)帰宅困難者支援 本部事務局は、事業者が任意の協力のもと開設する災害時帰宅支援ステーションの開設状況を把握する。 また、企画調整・広報班は、徒歩で帰宅する帰宅困難者等へ、道路状況、沿道の被害、混雑状況、一時滞在施設の開設情報などをメールやホームページ等により情報提供を行う。</p>
<p>○112ページ上段 1 警戒体制 <危機管理監> 南海トラフ地震臨時情報(調査中又は巨大地震注意)が発表されたとき、警戒配備体制を発令するとともに、南海トラフ地震に備えた準備や情報の収集・伝達・警戒等に必要な活動を行う。なお、活動の詳細は、本章第1節「応急活動体制」に準じる。 2 災害警戒本部の設置 <各班> (1)災害警戒本部の設置(警戒本部体制) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき、市長は災害警戒本部を設置し警戒本部体制をとる。なお、活動の詳細は、本章第1節「応急活動体制」に準じる。 (2)(略)</p>	<p>○115ページ上段 1 警戒配備体制 <本部事務局> 南海トラフ地震臨時情報(調査中又は巨大地震注意)が発表されたとき、警戒配備体制を発令するとともに、南海トラフ地震に備えた準備や情報の収集・伝達・警戒等に必要な活動を行う。 ※活動の詳細は、本章第1節「応急活動体制」に準じる。 2 災害警戒本部の設置 <各班> (1)災害警戒本部の設置(警戒本部体制) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき、市長は災害警戒本部を設置し警戒本部体制をとる。 ※活動の詳細は、本章第1節「応急活動体制」に準じる。 (2)(略)</p>
<p>○112ページ下段 第3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)に伴う情報収集・伝達</p>	<p>○115ページ下段 第3 南海トラフ地震関連情報に伴う情報収集・伝達</p>

修正案	現 行
<p>○113ページ上段 1 南海トラフ<u>地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>の伝達 <本部事務局、<u>企画調整・広報班</u>> 南海トラフ<u>地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>が発表されたときは、市民等に対して、市防災行政無線やメール配信サービス等を用いて伝達する。</p>	<p>○116ページ上段 1 南海トラフ<u>地震関連情報</u>の伝達 <本部事務局> 南海トラフ<u>地震関連情報</u>が発表されたときは、市民等に対して、市防災行政無線やメール配信サービス等を用いて伝達する。</p>
<p>○113ページ上段 2 広報活動 <本部事務局、企画調整・広報班> 南海トラフ<u>地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>の発表に伴う混乱を未然に防止し、南海トラフ地震の発生時の被害の軽減を図るため、市民等への広報活動について定める。 (1) 広報内容 ア 地震に関する一般的知識 ① 南海トラフ<u>地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>の意味等 ② 予想される地震が発生した場合の影響度等 イ (略) ウ (略)</p>	<p>○116ページ上段 2 広報活動 <企画調整・広報班> 南海トラフ<u>地震関連情報</u>の発表に伴う混乱を未然に防止し、南海トラフ地震の発生時の被害の軽減を図るため、市民等への広報活動について定める。 (1) 広報内容 ア 地震に関する一般的知識 ① 南海トラフ<u>地震関連情報</u>の意味等 ② 予想される地震が発生した場合の影響度等 イ (略) ウ (略)</p>
<p>○113ページ中段 「■南海トラフ<u>地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>の発表時に広報する主な内容」 ① 南海トラフ<u>地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>の内容。</p>	<p>○116ページ中段 「■南海トラフ<u>地震関連情報</u>の発表時に広報する主な内容」 ① 南海トラフ<u>地震関連情報</u>の内容。</p>
<p>○114ページ上段 担当部署の追加 3 広聴活動 <本部事務局、市民窓口班></p>	<p>○117ページ上段 担当部署の追加 3 広聴活動 <市民窓口班></p>

修正案	現 行
<p>〇115ページ</p> <p><u>第17節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</u></p> <p><u>第1 推進計画の目的</u></p> <p><u>この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</u></p> <p><u>第2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</u></p> <p><u>市の地域に係る地震防災に関し、市域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、総則編第2節「市及び防災関係機関等の役割分担」に準じる。</u></p> <p><u>第3 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</u></p> <p><u>1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化</u></p> <p><u>災害時に拠点となる施設や民間建築物等に関する耐震化・不燃化については、共通編第1章第3節第1「災害に強い都市構造の形成」及び第2「都市基盤整備の推進」に準じる。</u></p> <p><u>2 避難場所</u></p> <p><u>災害時において市民の円滑な避難や被災者の避難所生活に関する避難場所等の整備については、共通編第1章第1節第5「避難環境の整備」に準じる。</u></p> <p><u>3 防災拠点施設</u></p> <p><u>防災拠点である市役所庁舎等が被災した場合の代替施設や防災拠点機能の確保、充実に係る防災拠点施設の整備については、共通編第1章第1節第1「応急活動体制の整備」に準じる。</u></p>	<p>(新規)</p>

修正案	現 行
<p data-bbox="161 236 1106 335"><u>4 緊急輸送道路</u> 緊急輸送道路の確保や災害時の復旧活動に備えた取組みについては、共通編第1章第1節第4「緊急輸送体制の整備」に準じる。</p> <p data-bbox="161 367 1106 466"><u>5 通信施設</u> 災害時の情報収集・伝達に関する通信施設等の整備については、共通編第1章第1節第1「応急活動体制の整備」に準じる。</p> <p data-bbox="161 497 1106 628"><u>6 防災空間</u> 災害時の公園等のオープンスペースの活用等に関する防災空間の整備については、共通編第1章第3節第1「災害に強い都市構造の形成」に準じる。</p>	(新規)

修正案

現行

〇116ページ

第4 関係者との連携協力の確保
災害時の応援要請や受入れ等に関する関係者との連携協力の確保について、共通編第2章「受援計画」に準じる。

第5 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達、活動体制等	本部事務局、各班
2 後発地震への注意を促す情報等が発表された後の周知	各班
3 災害応急対策をとるべき地域及び期間等	各班
4 市のとるべき措置	各班

1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達、活動体制等 <本部事務局、各班>

(1) 市は、北海道・三陸沖後発地震注意情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）については、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。この場合における情報伝達の経路、体制及び方法については、災害応急対策編第1章第1節「応急活動体制」に準じる。

(2) 市が行う市民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達については、災害応急対策編第1章第2節第3「広報活動」に準じる。

(3) 市は、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合は、警戒体制をとるものとする。ただし、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表前に発生した地震に関し、既に防災配備指令が発令されている場合は、この限りでない。また、警戒体制の配備、運営方法その他の事項については、災害応急対策編第1章第1節「応急活動体制」に準じる。

(新規)

修正案	現 行
<p><u>(4) 市は、後発地震への注意を促す情報等について、状況の変化等に 応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正 確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努めるものと する。</u></p> <p><u>2 後発地震への注意を促す情報等が発表された後の周知 <各班> 市は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注 意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情 報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について、周 知するものとする。この場合における周知については、災害応急対策編 第1章第2節第3「広報活動」に準じる。</u></p> <p><u>3 災害応急対策をとるべき地域及び期間等 <各班> 市は、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に至った地震の発生から 1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期 間。）、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</u></p>	<p>(新規)</p>

修正案	現行
<p>○117ページ</p> <p><u>4 市のとるべき措置 <各班></u></p> <p><u>市は、後発地震への注意を促す情報等が発表された場合において、市民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認や円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。この場合における周知については、災害応急対策編第1章第2節第3「広報活動」に準じる。</u></p> <p><u>市は、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備えるものとする。</u></p> <p>■後発地震に対して注意する措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ●家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認 ●避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え ●施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え ●個々の病気・障がい等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え </div> <p><u>第6 防災訓練に関する事項</u></p> <p><u>市は、災害時における迅速な防災活動を期するため、大規模な地震を想定した防災訓練や後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達に係る避難訓練を行う。防災訓練の実施については、共通編第1章第2節第2「防災訓練」に準じる。</u></p>	<p>(新規)</p>

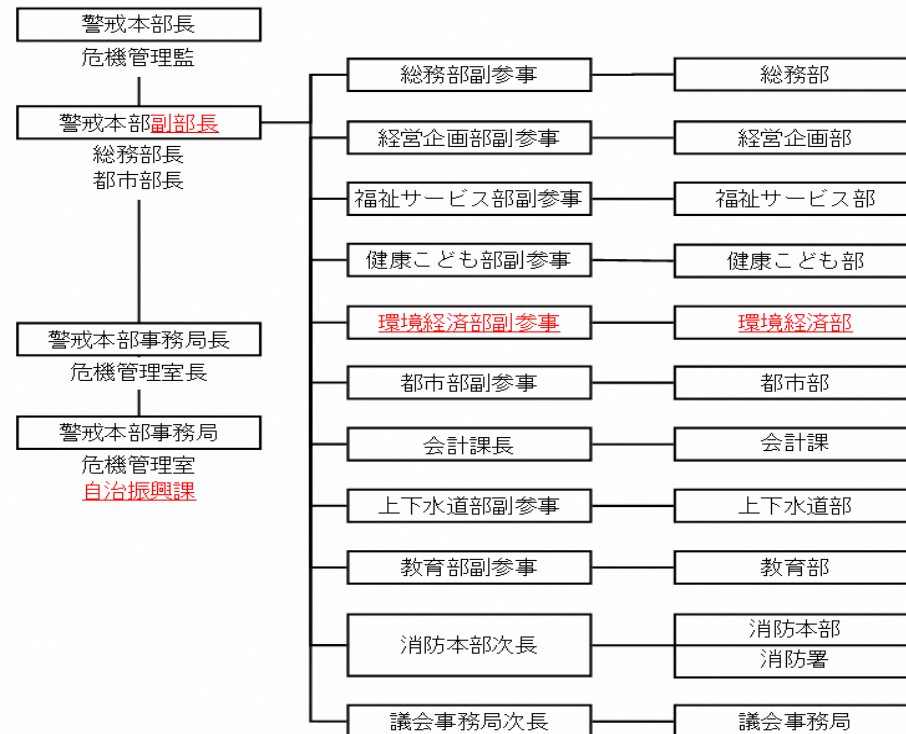
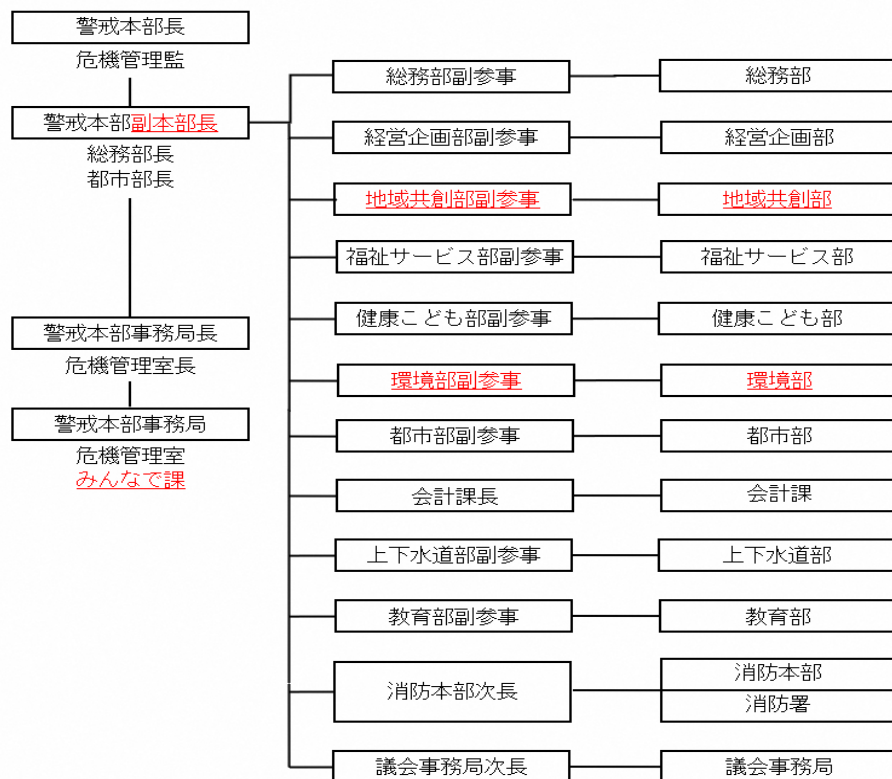
修正案	現 行
<p><u>第7 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画</u> <u>市は、地震防災上の必要な教育及び広報の充実に努める。防災教育及び</u> <u>広報の実施については、共通編第1章第1節第1「応急活動体制の整</u> <u>備」及び同章第2節第1「防災意識の向上」に準じる。</u> <u>なお、北海道・三陸沖後発地震注意情報についての防災教育及び広報</u> <u>は、次に掲げる事項によるものとする。</u> 1 市の職員に対する教育 (1) <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される</u> <u>地震動及び津波に関する知識</u> (2) <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられ</u> <u>ている対策に関する知識</u> (3) <u>北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれらに基づきとら</u> <u>れる措置の内容</u> (4) <u>北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合及び日本海</u> <u>溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に</u> <u>関する知識</u> (5) <u>北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合及び日本海</u> <u>溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割</u> (6) <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要</u> <u>のある課題</u></p>	(新規)
<p>〇118ページ <u>2 地域住民等に対する教育及び広報</u> (1) <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される</u> <u>地震動及び津波に関する知識</u> (2) <u>北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれらに基づきとら</u> <u>れる措置の内容</u> (3) <u>北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合の防災上とる</u> <u>べき行動に関する知識</u></p>	(新規)

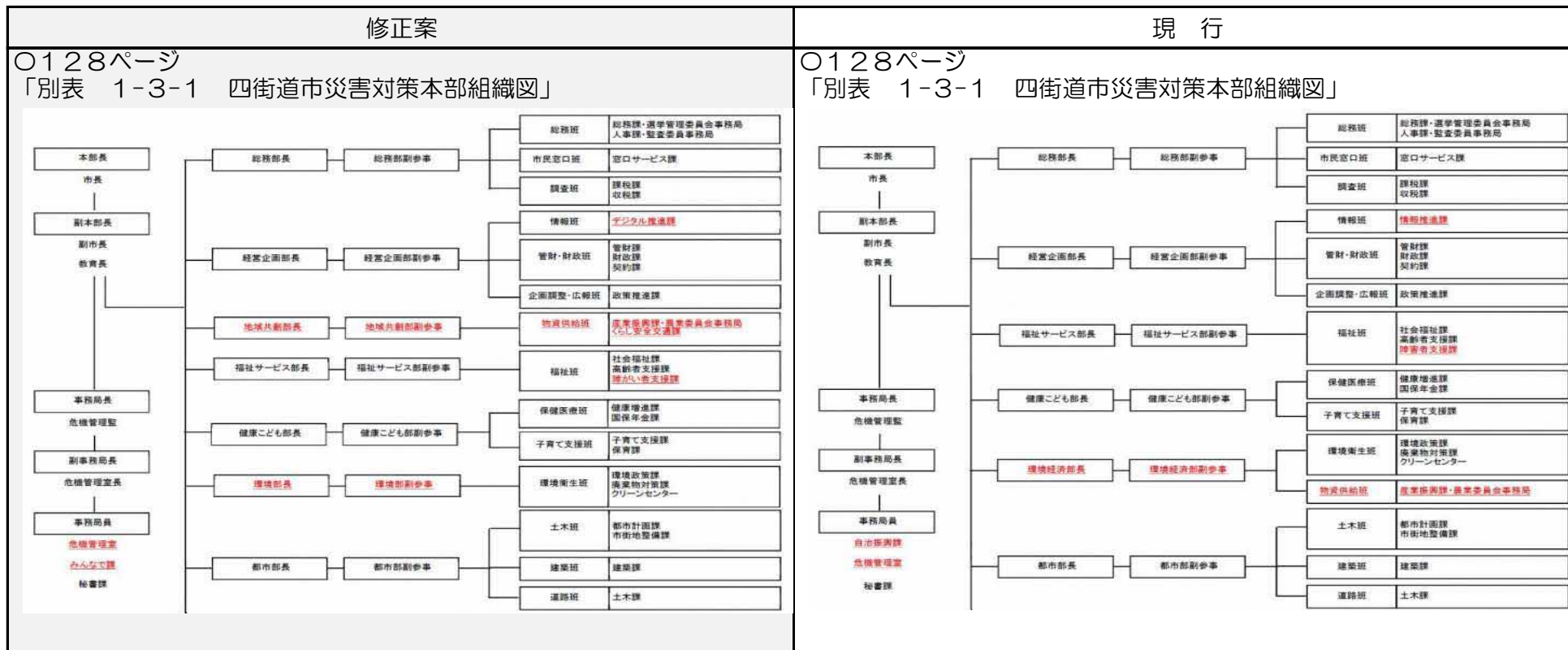
修正案

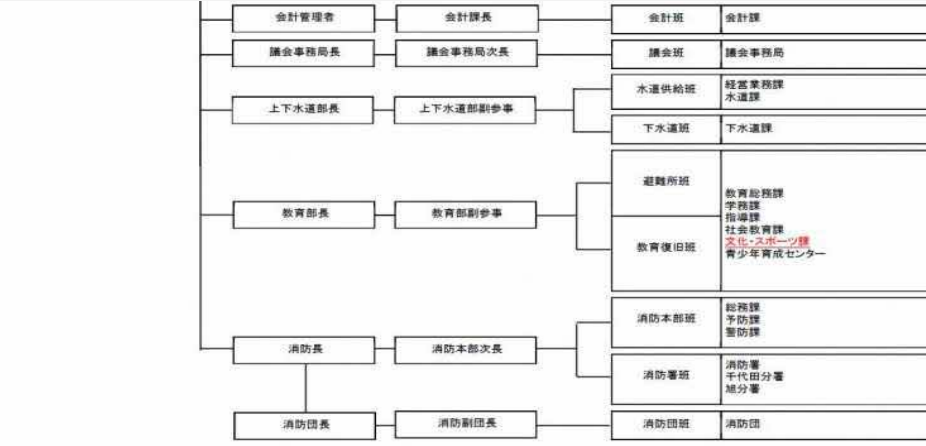
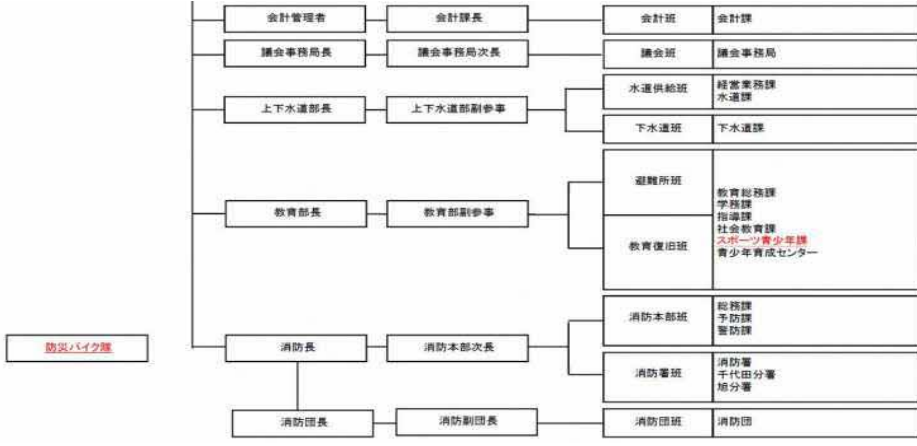
現行

○124ページ
「別表 1-2-1 四街道市災害警戒本部組織図（第2号配備）」

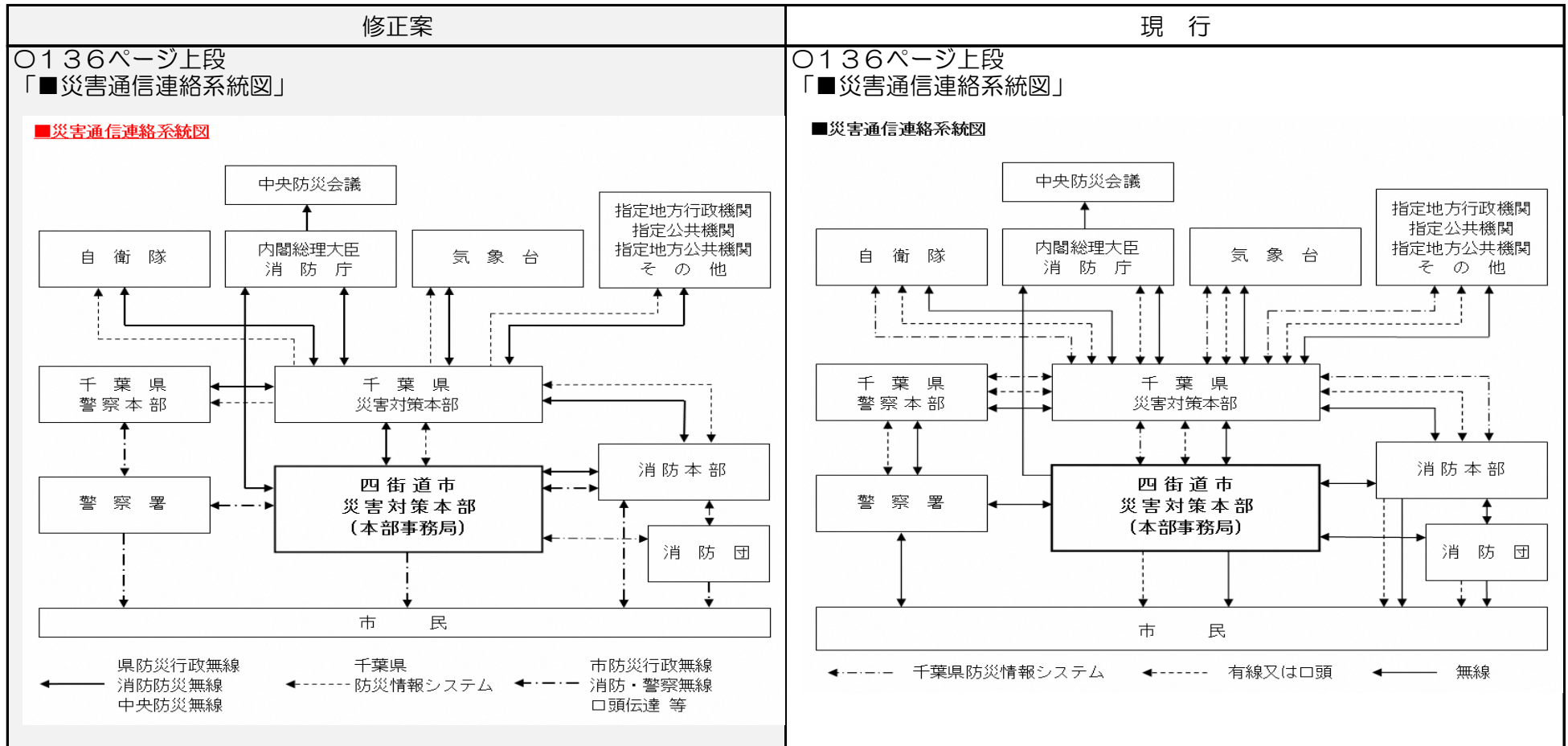
○124ページ
「別表 1-2-1 四街道市災害警戒本部組織図（第2号配備）」





修正案	現行																																																																				
<p>○128ページ 「別表 1-3-1 四街道市災害対策本部組織図」</p> 	<p>○128ページ 「別表 1-3-1 四街道市災害対策本部組織図」</p> 																																																																				
<p>○130ページ下段 「別表 1-3-2 災害対策本部の事務分掌（風水害対策）」 ■各部 企画調整・広報班 主な事務分掌</p> <table border="1" data-bbox="179 925 1097 1053"> <tr> <td rowspan="5">企画調整・広報班 ◆政策推進課 ◆政策推進課長</td> <td>政策推進</td> <td>1. 被害状況の関係機関への報告に關すること。</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 災害復興計画等の企画立案に關すること。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 災害資料の収集整理及び印刷に關すること。</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4. 報道機関との連絡調整及び災害広報に關すること。</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>5. その他の広報に關すること。</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	企画調整・広報班 ◆政策推進課 ◆政策推進課長	政策推進	1. 被害状況の関係機関への報告に關すること。	○					2. 災害復興計画等の企画立案に關すること。				○		3. 災害資料の収集整理及び印刷に關すること。	○					4. 報道機関との連絡調整及び災害広報に關すること。	○					5. その他の広報に關すること。	○				<p>○130ページ下段 「別表 1-3-2 災害対策本部の事務分掌（風水害対策）」 ■各部 企画調整・広報班 主な事務分掌</p> <table border="1" data-bbox="1151 925 2060 1093"> <tr> <td rowspan="6">企画調整・広報班 ◆政策推進課 ◆政策推進課長</td> <td>政策推進</td> <td>1. 被害状況の関係機関への報告に關すること。</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 災害復興計画等の企画立案に關すること。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 災害資料の収集整理及び印刷に關すること。</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4. 報道機関との連絡調整及び災害広報に關すること。</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>5. 国際交流協会との連携による外国人への情報提供等に關すること。</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>6. その他の広報に關すること。</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	企画調整・広報班 ◆政策推進課 ◆政策推進課長	政策推進	1. 被害状況の関係機関への報告に關すること。	○					2. 災害復興計画等の企画立案に關すること。				○		3. 災害資料の収集整理及び印刷に關すること。	○					4. 報道機関との連絡調整及び災害広報に關すること。	○					5. 国際交流協会との連携による外国人への情報提供等に關すること。		○				6. その他の広報に關すること。	○			
企画調整・広報班 ◆政策推進課 ◆政策推進課長		政策推進	1. 被害状況の関係機関への報告に關すること。	○																																																																	
			2. 災害復興計画等の企画立案に關すること。				○																																																														
			3. 災害資料の収集整理及び印刷に關すること。	○																																																																	
			4. 報道機関との連絡調整及び災害広報に關すること。	○																																																																	
		5. その他の広報に關すること。	○																																																																		
企画調整・広報班 ◆政策推進課 ◆政策推進課長	政策推進	1. 被害状況の関係機関への報告に關すること。	○																																																																		
		2. 災害復興計画等の企画立案に關すること。				○																																																															
		3. 災害資料の収集整理及び印刷に關すること。	○																																																																		
		4. 報道機関との連絡調整及び災害広報に關すること。	○																																																																		
		5. 国際交流協会との連携による外国人への情報提供等に關すること。		○																																																																	
		6. その他の広報に關すること。	○																																																																		

修正案		現行																																																																																																																															
<p>○131 ページ上段 「別表 1-3-2 災害対策本部の事務分掌（震災対策）」 ■各部 地域共創部</p>		<p>○131 ページ上段 「別表 1-3-2 災害対策本部の事務分掌（震災対策）」 ■各部 (新規)</p>																																																																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>総括班長</th> <th>班長</th> <th>担当課等</th> <th>主な事務分掌</th> <th>初動</th> <th>緊急</th> <th>応急</th> <th>応急 復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◎地域共創部</td> <td>物資供給班</td> <td>産業振興課</td> <td>1. 食料の調達、確保及び管理に関すること。</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>◆産業振興課長</td> <td>農業委員会事務局</td> <td>2. 炊き出しに関する連絡調整、食料等の調達、供給に関すること。</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>◇くらし安全交通課長</td> <td>くらし安全交通課</td> <td>3. 炊き出しに係るボランティアとの連絡、調整に関すること。</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4. 食料の分荷、供給に関すること。</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5. 物資の調達、確保、供給及び管理に関すること。</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6. 応援物資の分荷、供給に関すること。</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>7. 物資の受援ニーズの取りまとめに関すること。</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>8. その他物資調達、供給に関すること。</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	総括班長	班長	担当課等	主な事務分掌	初動	緊急	応急	応急 復旧	◎地域共創部	物資供給班	産業振興課	1. 食料の調達、確保及び管理に関すること。		○				◆産業振興課長	農業委員会事務局	2. 炊き出しに関する連絡調整、食料等の調達、供給に関すること。		○				◇くらし安全交通課長	くらし安全交通課	3. 炊き出しに係るボランティアとの連絡、調整に関すること。		○						4. 食料の分荷、供給に関すること。			○					5. 物資の調達、確保、供給及び管理に関すること。		○						6. 応援物資の分荷、供給に関すること。			○					7. 物資の受援ニーズの取りまとめに関すること。			○					8. その他物資調達、供給に関すること。			○		<table border="1"> <thead> <tr> <th>◎健康こども部副参事</th> <th>保健医療班</th> <th>健康増進課 国保年金課</th> <th>1. 医師会等医療関係機関との連絡調整・医療機関の被災状況の情報収集に関すること。</th> <th>○</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>◆健康増進課長</td> <td></td> <td>2. 医療チームの要請、受入れ及び調整に関すること。</td> <th>○</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <td></td> <td>◇国保年金課長</td> <td></td> <td>3. 救護所の開設や救急医薬品等の調達・配送に関すること。</td> <th>○</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4. 医療救護及び傷病者の搬送に関すること。</td> <th>○</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5. 医療材料の調達・供給に関すること。</td> <td></td> <th>○</th> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6. 被災者の保健医療及び相談に関すること。</td> <td></td> <td></td> <th>○</th> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>7. その他の保健医療に関すること。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <th>○</th> </tr> </tbody> </table>	◎健康こども部副参事	保健医療班	健康増進課 国保年金課	1. 医師会等医療関係機関との連絡調整・医療機関の被災状況の情報収集に関すること。	○					◆健康増進課長		2. 医療チームの要請、受入れ及び調整に関すること。	○					◇国保年金課長		3. 救護所の開設や救急医薬品等の調達・配送に関すること。	○							4. 医療救護及び傷病者の搬送に関すること。	○							5. 医療材料の調達・供給に関すること。		○						6. 被災者の保健医療及び相談に関すること。			○					7. その他の保健医療に関すること。				○
総括班長	班長	担当課等	主な事務分掌	初動	緊急	応急	応急 復旧																																																																																																																										
◎地域共創部	物資供給班	産業振興課	1. 食料の調達、確保及び管理に関すること。		○																																																																																																																												
	◆産業振興課長	農業委員会事務局	2. 炊き出しに関する連絡調整、食料等の調達、供給に関すること。		○																																																																																																																												
	◇くらし安全交通課長	くらし安全交通課	3. 炊き出しに係るボランティアとの連絡、調整に関すること。		○																																																																																																																												
			4. 食料の分荷、供給に関すること。			○																																																																																																																											
			5. 物資の調達、確保、供給及び管理に関すること。		○																																																																																																																												
			6. 応援物資の分荷、供給に関すること。			○																																																																																																																											
			7. 物資の受援ニーズの取りまとめに関すること。			○																																																																																																																											
			8. その他物資調達、供給に関すること。			○																																																																																																																											
◎健康こども部副参事	保健医療班	健康増進課 国保年金課	1. 医師会等医療関係機関との連絡調整・医療機関の被災状況の情報収集に関すること。	○																																																																																																																													
	◆健康増進課長		2. 医療チームの要請、受入れ及び調整に関すること。	○																																																																																																																													
	◇国保年金課長		3. 救護所の開設や救急医薬品等の調達・配送に関すること。	○																																																																																																																													
			4. 医療救護及び傷病者の搬送に関すること。	○																																																																																																																													
			5. 医療材料の調達・供給に関すること。		○																																																																																																																												
			6. 被災者の保健医療及び相談に関すること。			○																																																																																																																											
			7. その他の保健医療に関すること。				○																																																																																																																										
<p>○131 ページ中段 「別表 1-3-2 災害対策本部の事務分掌（震災対策）」 ■各部 保健医療班 主な事務分掌</p>		<p>○131 ページ中段 「別表 1-3-2 災害対策本部の事務分掌（震災対策）」 ■各部 保健医療班 主な事務分掌</p>																																																																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>下水道班</th> <th>下水道課</th> <th>1. 被害状況の収集に関すること。</th> <th>○</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◆下水道課長</td> <td></td> <td>2. 下水道施設の点検、整備、応急復旧に関すること。</td> <th>○</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3. 所管工事現場の災害防止に関すること。</td> <td></td> <th>○</th> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	下水道班	下水道課	1. 被害状況の収集に関すること。	○				◆下水道課長		2. 下水道施設の点検、整備、応急復旧に関すること。	○						3. 所管工事現場の災害防止に関すること。		○			<table border="1"> <thead> <tr> <th>下水道班</th> <th>下水道課</th> <th>1. 人命捜索及び救出・救命に関すること。</th> <th>○</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◆下水道課長</td> <td></td> <td>2. 被害状況の収集に関すること。</td> <th>○</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3. 下水道施設の点検、整備、応急復旧に関すること。</td> <th>○</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4. 避難指示及び誘導に関すること。</td> <td></td> <td></td> <th>○</th> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>5. 所管工事現場の災害防止に関すること。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <th>○</th> </tr> </tbody> </table>	下水道班	下水道課	1. 人命捜索及び救出・救命に関すること。	○				◆下水道課長		2. 被害状況の収集に関すること。	○						3. 下水道施設の点検、整備、応急復旧に関すること。	○						4. 避難指示及び誘導に関すること。			○				5. 所管工事現場の災害防止に関すること。				○																																																																								
下水道班	下水道課	1. 被害状況の収集に関すること。	○																																																																																																																														
◆下水道課長		2. 下水道施設の点検、整備、応急復旧に関すること。	○																																																																																																																														
		3. 所管工事現場の災害防止に関すること。		○																																																																																																																													
下水道班	下水道課	1. 人命捜索及び救出・救命に関すること。	○																																																																																																																														
◆下水道課長		2. 被害状況の収集に関すること。	○																																																																																																																														
		3. 下水道施設の点検、整備、応急復旧に関すること。	○																																																																																																																														
		4. 避難指示及び誘導に関すること。			○																																																																																																																												
		5. 所管工事現場の災害防止に関すること。				○																																																																																																																											
<p>○133 ページ中段 「別表 1-3-2 災害対策本部の事務分掌（震災対策）」 ■各部 下水道班 主な事務分掌</p>		<p>○133 ページ中段 「別表 1-3-2 災害対策本部の事務分掌（震災対策）」 ■各部 下水道班 主な事務分掌</p>																																																																																																																															



修正案				現行				
○143ページ 「■警報・注意報発表基準一覧表」				○143ページ 「■警報・注意報発表基準一覧表」				
■警報・注意報発表基準一覧表 [令和5年6月8日現在]				■警報・注意報発表基準一覧表 [令和3年6月8日現在]				
四街道市	府県予報区		千葉県		府県予報区		千葉県	
	一次細分区域		北西部		一次細分区域		北西部	
警報	市町村等をまとめた地域		印旛		市町村等をまとめた地域		印旛	
	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	21	(浸水害)	表面雨量指数基準	21	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	136	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	144	
	洪水	流域雨量指数基準		鹿島川流域=30.5,小名木川流域=7.7	流域雨量指数基準		鹿島川流域=26.8,小名木川流域=7.5	
		複合基準*1		—	複合基準*1		—	
		指定河川洪水予報による基準		—	指定河川洪水予報による基準		—	
	暴風	平均風速		20m/s	暴風	平均風速		20m/s
	暴風雪	平均風速		20m/s 雪を伴う	暴風雪	平均風速		20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ 10cm	大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ 10cm
	波浪	有義波高			波浪	有義波高		
高潮	潮位			高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準		10	大雨	表面雨量指数基準		10
		土壌雨量指数基準		99		土壌雨量指数基準		105
	洪水	流域雨量指数基準		鹿島川流域=24.4,小名木川流域=6.1	流域雨量指数基準		鹿島川流域=21.4,小名木川流域=6	
		複合基準*1		—	複合基準*1		—	
		指定河川洪水予報による基準		—	指定河川洪水予報による基準		—	
	強風	平均風速		13m/s	強風	平均風速		13m/s
	風雪	平均風速		13m/s 雪を伴う	風雪	平均風速		13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ 5cm	大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ 5cm
	波浪	有義波高			波浪	有義波高		
	高潮	潮位			高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪				融雪			
	濃霧	視程	100m		濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 30%以下で、実効湿度 60%以下			乾燥	最小湿度 30%で、実効湿度 60%		
なだれ				なだれ				
低温	夏季(最低気温)：銚子地方気象台で16℃以下の日が2日以上継続 冬季(最低気温)：銚子地方気象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下			低温	夏季(最低気温)：銚子地方気象台で16℃以下の日が2日以上継続 冬季(最低気温)：銚子地方気象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下			
霜	晩霜期に最低気温 4℃以下			霜	4月1日~5月31日 最低気温 4℃以下			
普水・普雪	著しい普水(雪)が予想される場合			普水・普雪	著しい普水(雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		
*1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組合せによる基準値を表している。				*1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組合せによる基準値を表している。				

修正案	現行																								
<p>○144ページ中段 <u>2-(3) キキクル (警報の危険度分布)</u> 警報・注意報が発表されたときに、実際にどこで土砂災害、浸水害、洪水災害の危険度が高まっているのかを地図上で色分けして表示し、視覚的にわかりやすく情報提供する。</p> <p>■<u>キキクル</u> (警報の危険度分布) の情報</p> <table border="1" data-bbox="181 448 1099 691"> <thead> <tr> <th>情報項目</th> <th>情報の意味(更新間隔)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>土砂キキクル</u> (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)</td> <td>大雨による土砂災害の危険度の高まりを地図上に5段階で表示(10分毎に更新)</td> <td>大雨警報(土砂災害)を補足する情報</td> </tr> <tr> <td><u>浸水キキクル</u> (大雨警報(浸水害)の危険度分布)</td> <td>短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを地図上に5段階で表示(10分毎に更新)</td> <td>大雨警報(浸水害)を補足する情報</td> </tr> <tr> <td><u>洪水キキクル</u> (洪水警報の危険度分布)</td> <td>指定河川洪水予報の対象外の中小河川の洪水危険度の高まりを河川ごとに5段階で表示(10分毎に更新)</td> <td>洪水警報を補足する情報</td> </tr> </tbody> </table>	情報項目	情報の意味(更新間隔)	備考	<u>土砂キキクル</u> (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害の危険度の高まりを地図上に5段階で表示(10分毎に更新)	大雨警報(土砂災害)を補足する情報	<u>浸水キキクル</u> (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを地図上に5段階で表示(10分毎に更新)	大雨警報(浸水害)を補足する情報	<u>洪水キキクル</u> (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の対象外の中小河川の洪水危険度の高まりを河川ごとに5段階で表示(10分毎に更新)	洪水警報を補足する情報	<p>○144ページ下段 <u>2-(6) 警報の危険度分布 (キキクル)</u> 警報・注意報が発表されたときに、実際にどこで土砂災害、浸水害、洪水災害の危険度が高まっているのかを地図上で色分けして表示し、視覚的にわかりやすく情報提供する。</p> <p>■<u>警報の危険度分布 (キキクル)</u> の情報</p> <table border="1" data-bbox="1151 448 2069 659"> <thead> <tr> <th>情報項目</th> <th>情報の意味(更新間隔)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨警報(土砂災害)の危険度分布</td> <td>大雨による土砂災害の危険度の高まりを地図上に5段階で表示(10分毎に更新)</td> <td>大雨警報(土砂災害)を補足する情報</td> </tr> <tr> <td>大雨警報(浸水害)の危険度分布</td> <td>短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを地図上に5段階で表示(10分毎に更新)</td> <td>大雨警報(浸水害)を補足する情報</td> </tr> <tr> <td>洪水警報の危険度分布</td> <td>指定河川洪水予報の対象外の中小河川の洪水危険度の高まりを河川ごとに5段階で表示(10分毎に更新)</td> <td>洪水警報を補足する情報</td> </tr> </tbody> </table>	情報項目	情報の意味(更新間隔)	備考	大雨警報(土砂災害)の危険度分布	大雨による土砂災害の危険度の高まりを地図上に5段階で表示(10分毎に更新)	大雨警報(土砂災害)を補足する情報	大雨警報(浸水害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを地図上に5段階で表示(10分毎に更新)	大雨警報(浸水害)を補足する情報	洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の対象外の中小河川の洪水危険度の高まりを河川ごとに5段階で表示(10分毎に更新)	洪水警報を補足する情報
情報項目	情報の意味(更新間隔)	備考																							
<u>土砂キキクル</u> (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害の危険度の高まりを地図上に5段階で表示(10分毎に更新)	大雨警報(土砂災害)を補足する情報																							
<u>浸水キキクル</u> (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを地図上に5段階で表示(10分毎に更新)	大雨警報(浸水害)を補足する情報																							
<u>洪水キキクル</u> (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の対象外の中小河川の洪水危険度の高まりを河川ごとに5段階で表示(10分毎に更新)	洪水警報を補足する情報																							
情報項目	情報の意味(更新間隔)	備考																							
大雨警報(土砂災害)の危険度分布	大雨による土砂災害の危険度の高まりを地図上に5段階で表示(10分毎に更新)	大雨警報(土砂災害)を補足する情報																							
大雨警報(浸水害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを地図上に5段階で表示(10分毎に更新)	大雨警報(浸水害)を補足する情報																							
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の対象外の中小河川の洪水危険度の高まりを河川ごとに5段階で表示(10分毎に更新)	洪水警報を補足する情報																							
<p>○144ページ中段 2-(<u>4</u>) 記録的短時間大雨情報 県内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)し、<u>かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に</u>、気象情報の一種として発表する。(雨量基準(千葉県):時間雨量100mm) <u>(5) 竜巻注意情報</u> (略) <u>(6) 土砂災害警戒情報</u> (略)</p>	<p>○144ページ中段 2-(<u>3</u>) 記録的短時間大雨情報 県内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)し<u>たときに</u>、気象情報の一種として発表する。(雨量基準(千葉県):時間雨量100mm) <u>(4) 竜巻注意情報</u> (略) <u>(5) 土砂災害警戒情報</u> (略)</p>																								

修正案	現行																																							
<p>○145ページ上段 <u>2-(7) 線状降水帯に関する情報</u> <u>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている場合、「線状降水帯」というキーワードを用いて、顕著な大雨に関する気象情報が発表される。</u> <u>(8) 銚子地方気象台と市とのホットラインの運用</u> (略) <u>(9) 異常現象発見の際の伝達</u> (略) <u>(10) 注意報や警報等の伝達系統</u> (略)</p>	<p>○145ページ上段 (新規) <u>(7) 銚子地方気象台と市とのホットラインの運用</u> (略) <u>(8) 異常現象発見の際の伝達</u> (略) <u>(9) 注意報や警報等の伝達系統</u> (略)</p>																																							
<p>○148ページ中段 5-(1) 被害情報の収集・報告の種類 初期情報の収集及び伝達は、<u>次のとおり段階に応じた確な運用</u>を図る。</p>	<p>○148ページ中段 5-(1) 被害情報の収集・報告の種類 初期情報の収集及び伝達にあたっては、<u>防災バイク隊の機動力を生かし効果的な活用</u>を図る。</p>																																							
<p>○151ページ下段 「■国に対する被害報告先」 県防災行政無線（地域衛星通信）ネットワーク 地上系（一部削除）</p> <p>■国に対する被害報告先[↙]</p> <table border="1" data-bbox="188 999 1102 1187"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">消防庁連絡先[↙]</th> <th rowspan="2">電話・FAX[↙]</th> <th colspan="2">県防災行政無線（地域衛星通信）ネットワーク[↙]</th> </tr> <tr> <th colspan="2">衛星系[↙]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤務[↙] 時間内[↙]</td> <td>応急[↙] 対策室[↙]</td> <td>03-5253-7527[↙] (FAX) 03-5253-7537[↙]</td> <td>048-500-90-49013[↙] (FAX) 048-500-90-49033[↙]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>夜間・[↙] 休日[↙]</td> <td>宿直室[↙]</td> <td>03-5253-7777[↙] (FAX) 03-5253-7553[↙]</td> <td>048-500-90-49102[↙] (FAX) 048-500-90-49036[↙]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	消防庁連絡先 [↙]		電話・FAX [↙]	県防災行政無線（地域衛星通信）ネットワーク [↙]		衛星系 [↙]		勤務 [↙] 時間内 [↙]	応急 [↙] 対策室 [↙]	03-5253-7527 [↙] (FAX) 03-5253-7537 [↙]	048-500-90-49013 [↙] (FAX) 048-500-90-49033 [↙]		夜間・ [↙] 休日 [↙]	宿直室 [↙]	03-5253-7777 [↙] (FAX) 03-5253-7553 [↙]	048-500-90-49102 [↙] (FAX) 048-500-90-49036 [↙]		<p>○151ページ下段 「■国に対する被害報告先」 県防災行政無線（地域衛星通信）ネットワーク 地上系</p> <p>■国に対する被害報告先[↙]</p> <table border="1" data-bbox="1151 999 2065 1203"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">消防庁連絡先[↙]</th> <th rowspan="2">電話・FAX[↙]</th> <th colspan="2">県防災行政無線（地域衛星通信）ネットワーク[↙]</th> </tr> <tr> <th>地上系[↙]</th> <th>衛星系[↙]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤務[↙] 時間内[↙]</td> <td>応急[↙] 対策室[↙]</td> <td>03-5253-7527[↙] (FAX) 03-5253-7537[↙]</td> <td><u>120-90-49013</u>[↙] (FAX)[↙]</td> <td>048-500-90-49013[↙] (FAX)</td> </tr> <tr> <td>夜間・[↙] 休日[↙]</td> <td>宿直室[↙]</td> <td>03-5253-7777[↙] (FAX) 03-5253-7553[↙]</td> <td><u>120-90-49102</u>[↙] (FAX)[↙]</td> <td>048-500-90-49102[↙] (FAX)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>120-90-49036</u>[↙]</td> <td>048-500-90-49036[↙]</td> </tr> </tbody> </table>	消防庁連絡先 [↙]		電話・FAX [↙]	県防災行政無線（地域衛星通信）ネットワーク [↙]		地上系 [↙]	衛星系 [↙]	勤務 [↙] 時間内 [↙]	応急 [↙] 対策室 [↙]	03-5253-7527 [↙] (FAX) 03-5253-7537 [↙]	<u>120-90-49013</u> [↙] (FAX) [↙]	048-500-90-49013 [↙] (FAX)	夜間・ [↙] 休日 [↙]	宿直室 [↙]	03-5253-7777 [↙] (FAX) 03-5253-7553 [↙]	<u>120-90-49102</u> [↙] (FAX) [↙]	048-500-90-49102 [↙] (FAX)				<u>120-90-49036</u> [↙]	048-500-90-49036 [↙]
消防庁連絡先 [↙]				電話・FAX [↙]	県防災行政無線（地域衛星通信）ネットワーク [↙]																																			
		衛星系 [↙]																																						
勤務 [↙] 時間内 [↙]	応急 [↙] 対策室 [↙]	03-5253-7527 [↙] (FAX) 03-5253-7537 [↙]	048-500-90-49013 [↙] (FAX) 048-500-90-49033 [↙]																																					
夜間・ [↙] 休日 [↙]	宿直室 [↙]	03-5253-7777 [↙] (FAX) 03-5253-7553 [↙]	048-500-90-49102 [↙] (FAX) 048-500-90-49036 [↙]																																					
消防庁連絡先 [↙]		電話・FAX [↙]	県防災行政無線（地域衛星通信）ネットワーク [↙]																																					
			地上系 [↙]	衛星系 [↙]																																				
勤務 [↙] 時間内 [↙]	応急 [↙] 対策室 [↙]	03-5253-7527 [↙] (FAX) 03-5253-7537 [↙]	<u>120-90-49013</u> [↙] (FAX) [↙]	048-500-90-49013 [↙] (FAX)																																				
夜間・ [↙] 休日 [↙]	宿直室 [↙]	03-5253-7777 [↙] (FAX) 03-5253-7553 [↙]	<u>120-90-49102</u> [↙] (FAX) [↙]	048-500-90-49102 [↙] (FAX)																																				
			<u>120-90-49036</u> [↙]	048-500-90-49036 [↙]																																				

修正案	現行
<p>○154ページ中段 「■報道対応の要領」</p> <ul style="list-style-type: none"> ●報道機関に提供する情報は、<u>災害対策本部が了承した事項とする。</u> ●<u>災害対策本部が取りまとめた情報の内容について、</u>発表方法等は、企画調整・広報班において調整する。 ●緊急に必要な情報提供等は、報道各社に対しFAXにより配信する。通信回線の状況等によりFAXの使用ができない場合は適宜利用可能な方法とする。 ●記者レク、記者会見においては、企画調整・広報班が録音、メモ等で記録する。 ●報道機関との個別対応では、報道機関名、記者名、連絡先、質問要点等を記録する。電話による個別取材に対しては誤解を招く回答を防ぐため、質問内容を<u>災害対策本部事務局</u>に報告し、回答を調整のうえ、折り返し回答する。 	<p>○154ページ中段 「■報道対応の要領」</p> <ul style="list-style-type: none"> ●報道機関に提供する情報は、<u>災害対策本部が了承した事項とし、公表可能な事項と公表不可能な事項を明確に区分する。</u> ●<u>情報の内容、発表時期、</u>発表方法等は、企画調整・広報班において調整する。 ●緊急に必要な情報提供等は、報道各社に対しFAXにより配信する。通信回線の状況等によりFAXの使用ができない場合は適宜利用可能な方法とする。 ●記者レク、記者会見においては、企画調整・広報班が録音、メモ等で記録する。 ●報道機関との個別対応では、報道機関名、記者名、連絡先、質問要点等を記録する。電話による個別取材に対しては誤解を招く回答を防ぐため、質問内容を<u>災害対策本部</u>に報告し、回答を調整のうえ、折り返し回答する。

修正案	現行																																																																																										
<p>○159ページ 「■災害救助法適用後の救助の種類や実施主体者等」 【災害が発生した場合の救助】</p> <table border="1" data-bbox="192 363 1097 970"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> <th>実施主体者等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の供与</td> <td>7日以内</td> <td>市長（教育部）</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>20日以内に着工</td> <td>知事（住宅課）</td> </tr> <tr> <td>炊き出しその他による食品の供与</td> <td>7日以内</td> <td>市長（<u>地域共創部</u>）</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給</td> <td>7日以内</td> <td>市長（上下水道部）</td> </tr> <tr> <td>被服、寝具等の給（貸）与</td> <td>10日以内</td> <td>市長（<u>地域共創部</u>）</td> </tr> <tr> <td>医療</td> <td>14日以内</td> <td>知事（救護班・日赤）</td> </tr> <tr> <td>助産</td> <td>分娩日から7日以内</td> <td>知事（救護班・日赤）</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td>3日以内</td> <td>市長（都市部）</td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td>1ヶ月以内</td> <td>市長（都市部）</td> </tr> <tr> <td>学用品の供与</td> <td>教科書1ヶ月以内 文房具15日以内</td> <td>市長（教育部）</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td>10日以内</td> <td>市長（<u>環境部</u>）</td> </tr> <tr> <td>死体の捜索</td> <td>10日以内</td> <td>市長（都市部）</td> </tr> <tr> <td>死体の処理</td> <td>10日以内</td> <td>知事（救護班・日赤）</td> </tr> <tr> <td>障害物の除去</td> <td>10日以内</td> <td>市長（都市部）</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施期間	実施主体者等	避難所の供与	7日以内	市長（教育部）	応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	知事（住宅課）	炊き出しその他による食品の供与	7日以内	市長（ <u>地域共創部</u> ）	飲料水の供給	7日以内	市長（上下水道部）	被服、寝具等の給（貸）与	10日以内	市長（ <u>地域共創部</u> ）	医療	14日以内	知事（救護班・日赤）	助産	分娩日から7日以内	知事（救護班・日赤）	被災者の救出	3日以内	市長（都市部）	住宅の応急修理	1ヶ月以内	市長（都市部）	学用品の供与	教科書1ヶ月以内 文房具15日以内	市長（教育部）	埋葬	10日以内	市長（ <u>環境部</u> ）	死体の捜索	10日以内	市長（都市部）	死体の処理	10日以内	知事（救護班・日赤）	障害物の除去	10日以内	市長（都市部）	<p>○160ページ 「■災害救助法適用後の救助の種類や実施主体者等」 【災害が発生した場合の救助】</p> <table border="1" data-bbox="1155 363 2060 970"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> <th>実施主体者等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の供与</td> <td>7日以内</td> <td>市長（教育部）</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>20日以内に着工</td> <td>知事（住宅課）</td> </tr> <tr> <td>炊き出しその他による食品の供与</td> <td>7日以内</td> <td>市長（<u>環境経済部</u>）</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給</td> <td>7日以内</td> <td>市長（上下水道部）</td> </tr> <tr> <td>被服、寝具等の給（貸）与</td> <td>10日以内</td> <td>市長（<u>環境経済部</u>）</td> </tr> <tr> <td>医療</td> <td>14日以内</td> <td>知事（救護班・日赤）</td> </tr> <tr> <td>助産</td> <td>分娩日から7日以内</td> <td>知事（救護班・日赤）</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td>3日以内</td> <td>市長（都市部）</td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td>1ヶ月以内</td> <td>市長（都市部）</td> </tr> <tr> <td>学用品の供与</td> <td>教科書1ヶ月以内 文房具15日以内</td> <td>市長（教育部）</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td>10日以内</td> <td>市長（<u>環境経済部</u>）</td> </tr> <tr> <td>死体の捜索</td> <td>10日以内</td> <td>市長（都市部）</td> </tr> <tr> <td>死体の処理</td> <td>10日以内</td> <td>知事（救護班・日赤）</td> </tr> <tr> <td>障害物の除去</td> <td>10日以内</td> <td>市長（都市部）</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施期間	実施主体者等	避難所の供与	7日以内	市長（教育部）	応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	知事（住宅課）	炊き出しその他による食品の供与	7日以内	市長（ <u>環境経済部</u> ）	飲料水の供給	7日以内	市長（上下水道部）	被服、寝具等の給（貸）与	10日以内	市長（ <u>環境経済部</u> ）	医療	14日以内	知事（救護班・日赤）	助産	分娩日から7日以内	知事（救護班・日赤）	被災者の救出	3日以内	市長（都市部）	住宅の応急修理	1ヶ月以内	市長（都市部）	学用品の供与	教科書1ヶ月以内 文房具15日以内	市長（教育部）	埋葬	10日以内	市長（ <u>環境経済部</u> ）	死体の捜索	10日以内	市長（都市部）	死体の処理	10日以内	知事（救護班・日赤）	障害物の除去	10日以内	市長（都市部）
救助の種類	実施期間	実施主体者等																																																																																									
避難所の供与	7日以内	市長（教育部）																																																																																									
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	知事（住宅課）																																																																																									
炊き出しその他による食品の供与	7日以内	市長（ <u>地域共創部</u> ）																																																																																									
飲料水の供給	7日以内	市長（上下水道部）																																																																																									
被服、寝具等の給（貸）与	10日以内	市長（ <u>地域共創部</u> ）																																																																																									
医療	14日以内	知事（救護班・日赤）																																																																																									
助産	分娩日から7日以内	知事（救護班・日赤）																																																																																									
被災者の救出	3日以内	市長（都市部）																																																																																									
住宅の応急修理	1ヶ月以内	市長（都市部）																																																																																									
学用品の供与	教科書1ヶ月以内 文房具15日以内	市長（教育部）																																																																																									
埋葬	10日以内	市長（ <u>環境部</u> ）																																																																																									
死体の捜索	10日以内	市長（都市部）																																																																																									
死体の処理	10日以内	知事（救護班・日赤）																																																																																									
障害物の除去	10日以内	市長（都市部）																																																																																									
救助の種類	実施期間	実施主体者等																																																																																									
避難所の供与	7日以内	市長（教育部）																																																																																									
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	知事（住宅課）																																																																																									
炊き出しその他による食品の供与	7日以内	市長（ <u>環境経済部</u> ）																																																																																									
飲料水の供給	7日以内	市長（上下水道部）																																																																																									
被服、寝具等の給（貸）与	10日以内	市長（ <u>環境経済部</u> ）																																																																																									
医療	14日以内	知事（救護班・日赤）																																																																																									
助産	分娩日から7日以内	知事（救護班・日赤）																																																																																									
被災者の救出	3日以内	市長（都市部）																																																																																									
住宅の応急修理	1ヶ月以内	市長（都市部）																																																																																									
学用品の供与	教科書1ヶ月以内 文房具15日以内	市長（教育部）																																																																																									
埋葬	10日以内	市長（ <u>環境経済部</u> ）																																																																																									
死体の捜索	10日以内	市長（都市部）																																																																																									
死体の処理	10日以内	知事（救護班・日赤）																																																																																									
障害物の除去	10日以内	市長（都市部）																																																																																									
<p>○165ページ中段 担当部署の削除 1 警戒レベルを用いた避難情報の発令 <本部事務局、四街道警察署 ></p>	<p>○166ページ中段 担当部署の削除 1 警戒レベルを用いた避難情報の発令 <本部事務局、<u>避難所班</u>、四 街道警察署></p>																																																																																										

修正案	現 行
<p>○170ページ下段 (1) 避難行動 ア (略) イ (略) ウ 指定避難所への移動又は自宅での居住継続 地震の揺れや火災等が収まった後、自宅での生活が困難な者は、地域の指定避難所へ移動する。<u>避難手段は、災害の状況を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合を除き原則として徒歩避難とする。</u>また、避難の際は可能な限り非常持出品等を持参する。なお、市民は自宅等の耐震性がある場合は、できる限り自宅での居住を継続する。</p>	<p>○171ページ下段 (1) 避難行動 ア (略) イ (略) ウ 指定避難所への移動又は自宅での居住継続 地震の揺れや火災等が収まった後、自宅での生活が困難な者は、地域の指定避難所へ移動する。また、避難の際は可能な限り非常持出品等を持参する。なお、市民は自宅等の耐震性がある場合は、できる限り自宅での居住を継続する。</p>
<p>○172ページ上段 担当部署の追加 3 指定避難所の開設 <本部事務局、避難所班></p>	<p>○173ページ上段 担当部署の追加 3 指定避難所の開設 <避難所班></p>

修正案	現 行
<p>○172ページ下段 (1) 指定避難所の運営 ① 市は指定避難所の<u>運営の支援</u>や市災害対策本部との連絡のために<u>避難所班の職員（避難所配備職員）</u>を派遣する ② <u>指定避難所の運営は、避難所運営委員会が主体となって実施し、避難所班の職員（避難所配備職員）や施設管理者等がその運営を支援する。ただし、避難所運営委員会が事前に設立していない場合は、関係する区・自治会、自主防災組織、避難所班の職員（避難所配備職員）、施設管理者等が協力して速やかに避難所運営委員会を設立して、同委員会が主体となり運営する。なお、いずれの場合も、避難者は、努めて同委員会の活動に参画するものとする。</u> ③ （略） ④ 災害発生直後は、指定福祉避難所の体制が整わない可能性があることから、指定避難所において、要配慮者に対応した<u>福祉避難スペース</u>の確保に努める。 ⑤ <u>保健医療班は、適宜連絡により避難所の健康課題について助言する。また、保健医療職の巡回について、受援の状況と救護所等での医療職のニーズ等を勘案し、実施可能な時期にチームを編成し、実施する。</u></p>	<p>○173ページ下段 (1) 指定避難所の運営 ① <u>指定避難所の運営は、避難所運営委員会を中心とした避難者による自主運営で行うことを原則とする。</u> ② 市は指定避難所の<u>運営の事務的な支援</u>や市災害対策本部との連絡のために<u>避難所班等の職員</u>を派遣する。 ③ <u>施設管理者は、避難者による指定避難所の運営が速やかに行われるよう協力・支援する。</u> ④ （略） ⑤ 災害発生直後は、指定福祉避難所の体制が整わない可能性があることから、指定避難所において、要配慮者に対応した<u>福祉スペース</u>の確保に努める。 （新規）</p>
<p>○173ページ上段 4-（2）指定避難所における要配慮者への配慮 市は、<u>要配慮者の尊厳ある避難生活を守るための配慮に努めることとする。指定避難所の生活においては、障がい者や高齢者等の要配慮者に配慮した食事や設備を整備するとともに、男女のニーズの違いやプライバシー等に配慮し更衣や授乳等のためのスペースについて考慮する。</u> （略）</p>	<p>○173ページ下段 4-（2）指定避難所における要配慮者への配慮 <u>指定避難所の生活において、障害者や高齢者等の要配慮者に配慮した食事や設備を整備するとともに、男女のニーズの違いやプライバシー等に配慮し更衣や授乳等のためのスペースについて考慮する。</u> （略）</p>

修正案	現行
<p>○173ページ中段 「■指定避難所運営上の配慮事項（例）」 その他 □指定避難所におけるペットの対策 □車中泊を行う避難者の駐車スペース <u>□食物アレルギーを有する者のニーズの把握、食物アレルギーに配慮した食料の確保等</u></p>	<p>○174ページ中段 「■指定避難所運営上の配慮事項（例）」 その他 □指定避難所におけるペットの対策 □車中泊を行う避難者の駐車スペース (新規)</p>
<p>○173ページ下段 4-(4) 指定避難所における新型コロナウイルス等の感染症対策 指定避難所では、「<u>避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針</u>」（内閣府（防災担当）平成25年8月（令和4年4月改定））や「<u>避難所運営ガイドライン</u>」（内閣府（防災担当）平成28年4月（令和4年4月改定））などに基づき、以下に示す新型コロナウイルス等の感染症対策をとる。<u>なお、感染症法上の位置づけ変更や特性の変化により、対応が変更になる可能性があるため、その時点で最新の情報を確認することに留意する。新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルス、インフルエンザウイルス等各種感染症への対応方法についても同様とし、場面に応じた周知を行う。</u></p>	<p>○174ページ中段 4-(4) 指定避難所における新型コロナウイルス等の感染症対策 指定避難所では、「<u>災害時における避難所運営の手引き～新型コロナウイルス感染症への対応編～</u>」（令和2年6月、千葉県）に沿って、以下に示す新型コロナウイルス等の感染症対策をとる。</p>
<p>○174ページ上段 ア（略） イ（略） ウ 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者への対応 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者に対しては専用スペース等を設け、専属のスタッフを配置したうえで、<u>そのスタッフと最小限の接触となるような体制（掲示等の事前準備）、及び</u>一般の避難者とは接触しない体制をとる。 また、専用スペース等を確保できない場合は、発熱者等専用避難所の開設を検討する。</p>	<p>○174ページ下段 ア（略） イ（略） ウ 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者への対応 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者に対しては専用スペース等を設け、専属のスタッフを配置したうえで、一般の避難者とは接触しない体制をとる。 また、専用スペース等を確保できない場合は、発熱者等専用避難所の開設を検討する。</p>

修正案	現行
<p>○174ページ中段 5 避難所外避難者への対応 <保健医療班、避難所班> 市は、区・自治会、自主防災組織の協力により、在宅、テント泊、車中泊等指定避難所外の避難者の所在を確認し、指定避難所の避難者に準じる支援を行う。 また、車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、<u>避難所等伝達しやすい場所へのポスター掲示やリーフレットの配布等により、早期から予防周知活動を行う。また、避難所への巡回チームが発足した状況下では、必要に応じて</u>健康相談や保健指導を実施する。</p>	<p>○175ページ上段 5 避難所外避難者への対応 <保健医療班、避難所班> 市は、区・自治会、自主防災組織の協力により、在宅、テント泊、車中泊等指定避難所外の避難者の所在を確認し、指定避難所の避難者に準じる支援を行う。 また、車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。</p>
<p>○176ページ上段 第6節 要配慮者対策 震災時に障がい者、高齢者、妊産婦や乳幼児等の要配慮者の安全を確保するため、民生委員・児童委員、地域住民、市社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得て、「四街道市避難行動要支援者避難支援全体計画」及び国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を<u>踏まえ、安否の確認、情報提供の支援を実施する。</u> <u>また、障がい者、高齢者、妊産婦や乳幼児等の要配慮者が尊厳ある避難生活を営むため、</u>千葉県「震災時における避難所運営の手引」等を踏まえ、指定避難所生活の支援を実施する。 避難の誘導については、本章第5節「避難活動」に準じる。</p>	<p>○177ページ上段 第6節 要配慮者対策 震災時に障害者、高齢者、妊産婦や乳幼児等の要配慮者の安全を確保するため、民生委員・児童委員、地域住民、市社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得て、「四街道市避難行動要支援者避難支援全体計画」及び国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」、千葉県の「震災時における避難所運営の手引」を踏まえ、安否の確認、情報提供、指定避難所生活の支援を実施する。 避難の誘導については、本章第5節「避難活動」に準じる。</p>
<p>○177ページ中段 担当部署の追加、削除 1 要配慮者への対応 <<u>本部事務局</u>、福祉班、子育て支援班></p>	<p>○178ページ中段 担当部署の追加 1 要配慮者への対応 <福祉班、子育て支援班、<u>企画調整・広報班</u>></p>

修正案	現行
<p>○177ページ下段 (1) 避難生活の確保 ① <u>情報を整理する書式等の用意及び</u>情報伝達ルートが確保され、要配慮者が見過ごされないように避難住民に徹底する。 ② (略) ③ 指定避難所への専門職（カウンセラー、医療、保健、福祉担当者、介護福祉士、手話通訳等）の派遣を考慮する。<u>また、保健医療職の巡回については、受援の状況と救護所等での医療職のニーズ等も勘案し、実施可能な時期にチームを編成し、実施する。</u></p>	<p>○178ページ下段 (1) 避難生活の確保 ① 情報伝達ルートが確保され、要配慮者が見過ごされないように避難住民に徹底する。 ② (略) ③ 指定避難所への専門職（カウンセラー、医療、保健、福祉担当者、介護福祉士、手話通訳等）の派遣を考慮する。</p>
<p>○178ページ上段 (3) 指定福祉避難所での配慮 ① (略) ② (略) ③ (略) ④ 要配慮者の相談に対応する相談窓口を、指定福祉避難所に設置し、専門職による総合的な福祉、健康相談等を行う。<u>また、保健医療職の相談については、受援の状況と救護所等での医療職のニーズ等も勘案し、実施可能な時期にチームを編成し、実施する。</u></p>	<p>○179ページ上段 (3) 指定福祉避難所での配慮 ① (略) ② (略) ③ (略) ④ 要配慮者の相談に対応する相談窓口を、指定福祉避難所に設置し、専門職による総合的な福祉、健康相談等を行う。</p>

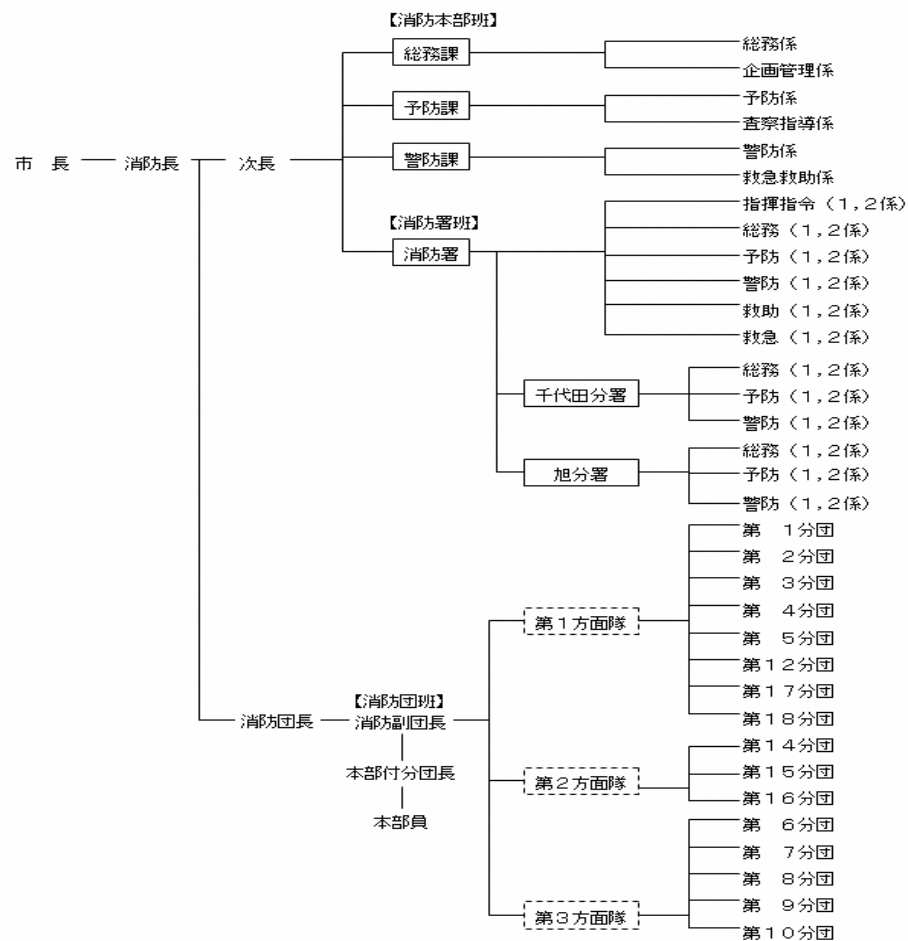
修正案	現行																
<p>○180ページ 「■無線体系」 (削除)</p>	<p>○181ページ 「■無線体系」</p> <p>■無線体系</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>グループ名称</th> <th>消防救急デジタル無線グループ情報</th> <th>グループ名称</th> <th>消防救急デジタル無線グループ情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動波 1G</td> <td>四街道消防波 四街道救急波 主運用波 2</td> <td rowspan="2">活動波 4G</td> <td>四街道消防波 佐倉消防波 1 佐倉消防波 2 佐倉消防波 3 佐倉救急波</td> </tr> <tr> <td>活動波 2G</td> <td>四街道消防波 統制波 1 統制波 2 統制波 3</td> <td>活動波 5G</td> <td>四街道消防波 主運用波 1</td> </tr> <tr> <td>活動波 3G</td> <td>四街道消防波 千葉消防波 1 千葉消防波 2 千葉消防波 3 千葉消防波 4 千葉消防波 5</td> <td></td> <td>千葉消防波 6 千葉救急波 1 千葉救急波 2 千葉救急波 3 主運用波 3 主運用波 4 主運用波 5 主運用波 6 主運用波 7</td> </tr> </tbody> </table>	グループ名称	消防救急デジタル無線グループ情報	グループ名称	消防救急デジタル無線グループ情報	活動波 1G	四街道消防波 四街道救急波 主運用波 2	活動波 4G	四街道消防波 佐倉消防波 1 佐倉消防波 2 佐倉消防波 3 佐倉救急波	活動波 2G	四街道消防波 統制波 1 統制波 2 統制波 3	活動波 5G	四街道消防波 主運用波 1	活動波 3G	四街道消防波 千葉消防波 1 千葉消防波 2 千葉消防波 3 千葉消防波 4 千葉消防波 5		千葉消防波 6 千葉救急波 1 千葉救急波 2 千葉救急波 3 主運用波 3 主運用波 4 主運用波 5 主運用波 6 主運用波 7
グループ名称	消防救急デジタル無線グループ情報	グループ名称	消防救急デジタル無線グループ情報														
活動波 1G	四街道消防波 四街道救急波 主運用波 2	活動波 4G	四街道消防波 佐倉消防波 1 佐倉消防波 2 佐倉消防波 3 佐倉救急波														
活動波 2G	四街道消防波 統制波 1 統制波 2 統制波 3		活動波 5G	四街道消防波 主運用波 1													
活動波 3G	四街道消防波 千葉消防波 1 千葉消防波 2 千葉消防波 3 千葉消防波 4 千葉消防波 5		千葉消防波 6 千葉救急波 1 千葉救急波 2 千葉救急波 3 主運用波 3 主運用波 4 主運用波 5 主運用波 6 主運用波 7														
<p>○180ページ 「■無線体系」 (削除)</p>	<p>○182ページ 「■無線体系」</p> <pre> graph LR A(消防署 指揮指令係) --- B[千代田分署・旭分署 各1回線] A --- C[一般加入電話 5回線] A --- D[県防災行政無線専用電話 1回線] A --- E[市防災行政無線専用端末機 1回線] </pre>																

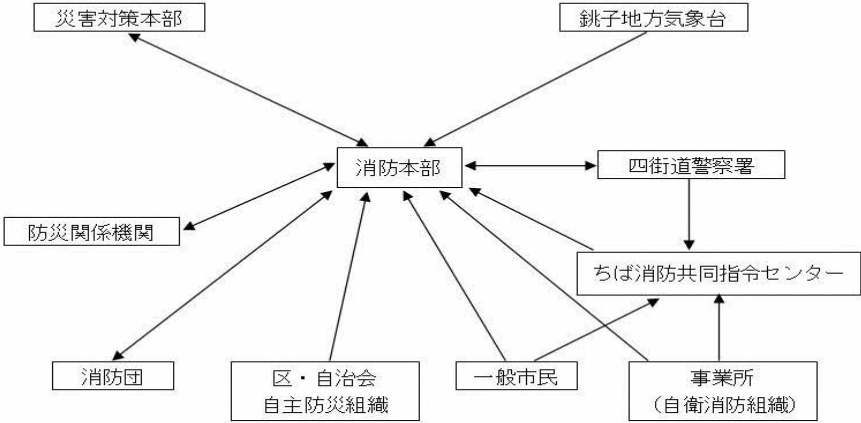
修正案

○180ページ
「■消防組織（指揮本部）」
(削除)

現行

○183ページ
「■消防組織（指揮本部）」
■消防組織（指揮本部）



修正案	現行								
<p>○180ページ 「■出動内容」 (削除)</p>	<p>○184ページ 「■出動内容」</p> <p>■出動内容</p> <table border="1" data-bbox="1151 352 2065 560"> <thead> <tr> <th>出動区分</th> <th>出 動 状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特命出動</td> <td>特定の消防隊を出動させるもので、現場最高指揮者からの要請又は覚知の状況等による出動</td> </tr> <tr> <td>第1出動</td> <td>災害を覚知したときの通常の初動出動</td> </tr> <tr> <td>第2出動</td> <td>現場最高指揮者からの要請又は覚知の状況等により消防隊増強の必要があるときの出動</td> </tr> </tbody> </table>	出動区分	出 動 状 況	特命出動	特定の消防隊を出動させるもので、現場最高指揮者からの要請又は覚知の状況等による出動	第1出動	災害を覚知したときの通常の初動出動	第2出動	現場最高指揮者からの要請又は覚知の状況等により消防隊増強の必要があるときの出動
出動区分	出 動 状 況								
特命出動	特定の消防隊を出動させるもので、現場最高指揮者からの要請又は覚知の状況等による出動								
第1出動	災害を覚知したときの通常の初動出動								
第2出動	現場最高指揮者からの要請又は覚知の状況等により消防隊増強の必要があるときの出動								
<p>○181ページ 「■消防本部への情報の流れ（概念図）」 (削除)</p>	<p>○185ページ 「■消防本部への情報の流れ（概念図）」</p> <p>■消防本部への情報の流れ（概念図）</p>  <pre> graph TD DS[災害対策本部] --> FD[消防本部] FD --> DS FD --> BK[防災関係機関] FT[消防団] --> FD Z[区・自治会 自主防災組織] --> FD G[一般市民] --> FD S[事業所 (自衛消防組織)] --> FD S --> C[ちば消防共同指令センター] C --> S C --> FD SPS[四街道警察署] <--> FD SPS --> C </pre>								

修正案	現行
<p>○190ページ中段 3 救護班等の応援の要請 <保健医療班> 本部長（市長）は、必要に応じて市医師会長、市歯科医師会長との協定及び日赤県支部地区・分区長との協力に基づく救護班の出動を要請するとともに、知事（又は合同救護本部）に医療救護班の派遣その他の応援を求めるほか必要な措置を講ずる。 （略）</p>	<p>○194ページ中段 3 救護班等の応援の要請 <保健医療班> 本部長（市長）は、必要に応じて市医師会長、市歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ協定に基づく救護班の出動を要請するとともに、知事（又は合同救護本部）に医療救護班の派遣その他の応援を求めるほか必要な措置を講ずる。 （略）</p>
<p>○191ページ中段 担当部署の削除 7 傷病者等の搬送 <保健医療班、消防署班></p>	<p>○195ページ中段 担当部署の削除 7 傷病者等の搬送 <管財・財政班、保健医療班、消防署班></p>
<p>○192ページ下段 「■医療救護活動の体系図（概念図）」 災害拠点病院 ・基幹災害拠点病院 4か所 ・地域災害拠点病院 23か所</p>	<p>○196ページ下段 「■医療救護活動の体系図（概念図）」 災害拠点病院 ・基幹災害拠点病院 4か所 ・地域災害拠点病院 22か所</p>
<p>○204ページ下段 2-（1）災害時の活動体制 災害対策本部の配備体制に基づき、職員の配置を行い、迅速に応急措置活動を実施する。 <u>なお、本部長（市長）は、市の体制で早期の応急復旧が困難と判断される場合、公益社団法人日本下水道協会に支援を要請する。</u></p>	<p>○208ページ上段 2-（1）災害時の活動体制 災害対策本部の配備体制に基づき、職員の配置を行い、迅速に応急措置活動を実施する。</p>
<p>○207ページ下段 4 都市ガス施設 <東京ガスネットワーク(株)> （略） （1）実施担当機関 東京ガスネットワーク(株)…東京ガスネットワーク株式会社防災非常事態対策関係諸規則による。</p>	<p>○211ページ下段 4 都市ガス施設 <東京ガス(株)> （略） （1）実施担当機関 東京ガス(株)…東京ガス株式会社防災非常事態対策関係諸規則による。</p>

修正案	現 行
<p>○210ページ中段 担当部署の追加 7 通信施設 <(株)NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、<u>楽天モバイル(株)</u>></p>	<p>○214ページ中段 担当部署の追加 7 通信施設 <(株)NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)></p>
<p>○214ページ中段 担当部署の削除 1 障害物の除去 <環境衛生班、土木班、建築班、道路班、関係機関></p>	<p>○218ページ中段 担当部署の削除 1 障害物の除去 <環境衛生班、土木班、建築班、道路班、<u>下水道班</u>、関係機関></p>
<p>○217ページ中段 1-(1)基本方針 <u>警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における公共の安全と秩序の維持に当たるため、平素から管内の実態を把握するとともに、防災関係機関と緊密な連絡協調を図り、積極的な関係情報の収集と的確な情勢判断により、早期に警備態勢を確立して、災害情報の収集、共有、避難誘導、交通の確保、犯罪の予防検挙、人命の救助、財産の保護等の諸活動を行うことを基本とする。</u> (2)警備体制 ア <u>災害警備連絡室</u> <u>県内に警報(波浪警報を除く。)</u>が発表された場合等 イ <u>災害警備対策室</u> <u>県内で各種警報(波浪を除く。)</u>に加えて土砂災害警戒情報又は氾濫危険情報が発表され、要救助事案が発生し又は発生する可能性がある場合等 ウ <u>災害警備本部</u> <u>県内に特別警報が発表された場合等</u></p>	<p>○221ページ中段 1-(1)基本方針 <u>警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出救助・避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持にあたる。</u> (2)警備体制 <u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。</u> ア <u>連絡室</u> <u>県内に、大雨、洪水、暴風・高潮警報が発表された場合、又は台風が接近・上陸するおそれがある場合</u> イ <u>対策室</u> <u>災害発生のおそれがある場合又は被害程度が小規模の場合</u> ウ <u>災害警備本部</u> <u>大規模被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合</u></p>
<p>○219ページ下段 担当部署の削除 1 遭難者等の捜索 <土木班、建築班、道路班、消防署班、消防団班、四街道警察署></p>	<p>○223ページ下段 担当部署の削除 1 遭難者等の捜索 <土木班、建築班、道路班、<u>下水道班</u>、消防署班、消防団班、四街道警察署></p>
<p>○223ページ上段 担当部署の追加 2 保健衛生活動 <保健医療班、<u>福祉班</u>></p>	<p>○227ページ上段 担当部署の追加 2 保健衛生活動 <保健医療班></p>

修正案	現行																								
<p>○226ページ上段 3-(3) 粗大ごみ(片付けごみ)の処理方針 <u>住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される粗大ごみ(片付けごみ)が多量に発生することから、特例的な排出、収集、処理方法を実情に応じて検討する。</u></p>	<p>○230ページ上段 3-(3) 粗大ごみの処理方針 <u>粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、特例的な排出、収集、処理方法を実情に応じて検討する。</u></p>																								
<p>○228ページ上段 <u>⑧ 管理者は、災害の推移を把握し、子育て支援班と緊密に連絡の上、通常保育に戻るよう努める。</u></p>	<p>○231ページ中段 (新規)</p>																								
<p>○235ページ中段 5-(2) 帰宅困難者支援 本部事務局は、事業者が任意の協力のもと開設する災害時帰宅支援ステーションの開設状況を把握する。 また、企画調整・広報班は、徒歩で帰宅する帰宅困難者等へ、道路状況、沿道の被害、混雑状況、一時滞在施設の開設情報などを<u>メール、SNS、ホームページ等</u>により情報提供を行う。</p>	<p>○239ページ中段 5-(2) 帰宅困難者支援 本部事務局は、事業者が任意の協力のもと開設する災害時帰宅支援ステーションの開設状況を把握する。 また、企画調整・広報班は、徒歩で帰宅する帰宅困難者等へ、道路状況、沿道の被害、混雑状況、一時滞在施設の開設情報などを<u>メールやホームページ等</u>により情報提供を行う。</p>																								
<p>○254ページ中段 担当部署の追加 7 広報 <本部事務局、企画調整・広報班></p>	<p>○258ページ中段 担当部署の追加 7 広報 <企画調整・広報班></p>																								
<p>○256ページ上段 「■関係機関連絡先」</p> <table border="1" data-bbox="188 1038 1104 1174"> <thead> <tr> <th>鉄道事業者</th> <th>防災担当課</th> <th>防災無線電話</th> <th>防災無線FAX</th> <th>NTT電話</th> <th>NTTFAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本旅客鉄道(株)千葉支社</td> <td>千葉総合指令室</td> <td>640-721</td> <td>640-722</td> <td>043-254-3258</td> <td>043-254-3285</td> </tr> </tbody> </table>	鉄道事業者	防災担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT電話	NTTFAX	東日本旅客鉄道(株)千葉支社	千葉総合指令室	640-721	640-722	043-254-3258	043-254-3285	<p>○260ページ上段 「■関係機関連絡先」</p> <table border="1" data-bbox="1151 1038 2067 1174"> <thead> <tr> <th>鉄道事業者</th> <th>防災担当課</th> <th>防災無線電話</th> <th>防災無線FAX</th> <th>NTT電話</th> <th>NTTFAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本旅客鉄道(株)千葉支社</td> <td>運輸部指令</td> <td>640-721</td> <td>640-722</td> <td>043-254-3258</td> <td>043-254-3285</td> </tr> </tbody> </table>	鉄道事業者	防災担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT電話	NTTFAX	東日本旅客鉄道(株)千葉支社	運輸部指令	640-721	640-722	043-254-3258	043-254-3285
鉄道事業者	防災担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT電話	NTTFAX																				
東日本旅客鉄道(株)千葉支社	千葉総合指令室	640-721	640-722	043-254-3258	043-254-3285																				
鉄道事業者	防災担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT電話	NTTFAX																				
東日本旅客鉄道(株)千葉支社	運輸部指令	640-721	640-722	043-254-3258	043-254-3285																				

